

燕市都市計画マスタープラン 策定委員会 (第1回 会議資料)

場所 燕市役所 1階 会議室101

日時 令和3年12月15日(水)
10時00分～

燕市 都市計画課

目 次

1. 都市計画マスタープランの概要

- (1) 都市計画マスタープランとは 2
- (2) 現行計画の概要 3

2. 関連計画の概要 5

3. 計画の策定・改定について

- (1) 改定の必要性 11
- (2) 策定・改定の検討体制 12

4. 燕市の現状

- (1) 人口 14
- (2) 土地利用 16
- (3) 低未利用地・空き地の状況 17
- (4) 開発許可の状況 18
- (5) 商業 19
- (6) 工業 20
- (7) 農業 21
- (8) 公共交通の状況 22
- (9) 景観・環境 23
- (10) 都市施設 24
- (11) 防災 26
- (12) 観光 27

5. 燕市市民のまちづくりに対する意向 29

6. 今後のまちづくり方針(案) 33

参考資料 42

1. 都市計画マスタープランの概要

(1) 都市計画マスタープランとは

- 都市計画マスタープランは、市民の意見を反映しながら、市町村がその創意工夫のもとに、地域における実現すべき具体的な都市の将来像とまちづくりに関わる施策の体系的な指針を定めるものであり、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な指針」のことを言います。
- 国の指針では、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示し、地域別の整備方針、地域の諸施設の計画等を定めるものとしています。
- 都市計画マスタープランに基づいて土地利用における規制・誘導や道路・公園をはじめとした都市施設の整備等が計画されます。

■ 都市計画法 第18条2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。

■ 都市計画運用指針(国土交通省)

- 1.市町村が、住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示し、地域別の整備方針、地域の諸施設の計画等を定め、市町村自らが定める都市計画の方針
- 2.土地利用、各種施設の整備の目標等に加え、生活像、産業構造、都市交通、自然的環境等に関する現況及び動向を勘案した将来ビジョンを明確化
- 3.都市計画マスタープランに含めることが考えられる事項
 - ①当該市町村のまちづくりの理念や都市計画の目標
 - ②全体構想(目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等)
 - ③地域別構想(あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策)

1. 都市計画マスタープランの概要

(2) 現行計画の概要

■ 策定の目的

燕市都市計画の将来像

「人と自然と産業が調和し、進化する燕市」の実現

都市計画マスタープランでは、人口減少、少子高齢化の進展など社会情勢の大きな変化を踏まえ、都市計画に係わる指針や実現化方策を定め、総合計画で示される燕市の将来像「人と自然と産業が調和し、進化する都市」を実現することを目的とします。

■ 計画の基本条件

○目標年次：平成37年（2025年）

○対象区域：燕市全域

○目標人口：77,000人

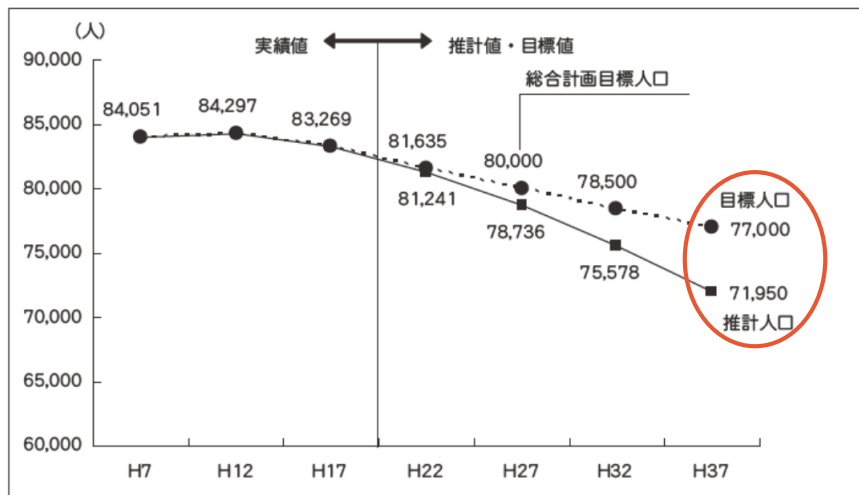


図 目標人口

■ 都市計画マスタープランの構成

第1章 はじめに

- 都市計画マスタープランの目的や位置付け、構成など概要の説明

第2章 全体構想

- 燕市全体の現状・課題整理と理念・将来像・将来都市構造及び7つの分野別の方針の提示

第3章 地区別構想

- 地区別の概況や主要な課題の整理と、地区の将来像及び実現のための取り組みの提示

第4章 実現化方策

- 燕市及び各地区の将来像実現のために必要な役割分担や取り組みの手法、都市計画マスタープランの運用方法、実施予定事業の提示

1. 都市計画マスタープランの概要

(2) 現行計画の概要

■燕市のまちづくりの将来像

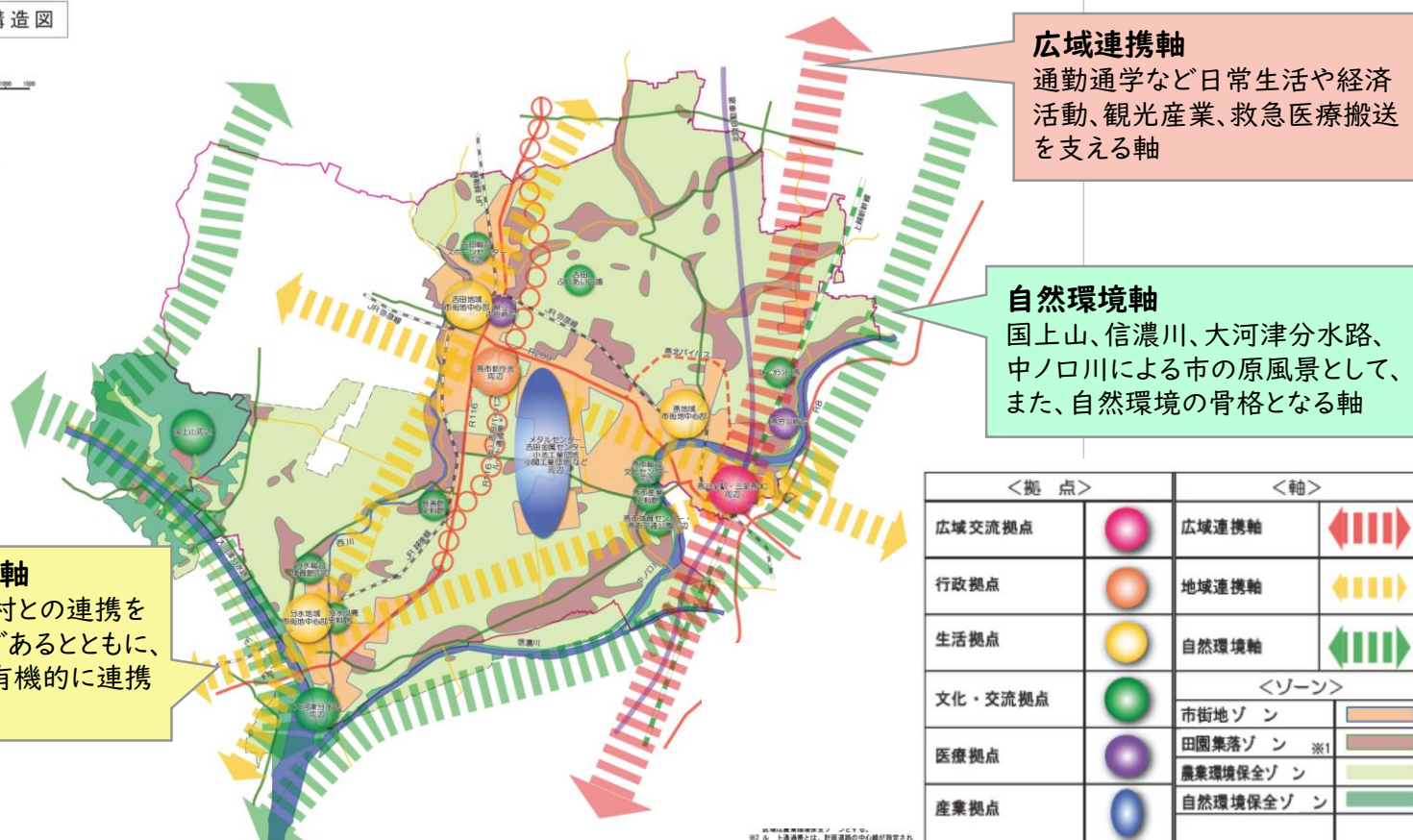
まち
『人と自然と産業が調和した夢のある都市』
～コンパクト都市の実現～

■燕市のまちづくりの目標

1. 利便性が高く、賑わいのあるまち
2. 環境にやさしい効率的なまち
3. 多様な拠点を結ぶ交通の骨格形成による快適なまち
4. 安心とやさしさを実感できるまち
5. 原風景を大切にした交流の盛んなまち
6. 市民との協働のまちづくり

■将来都市構造図

将来都市構造図

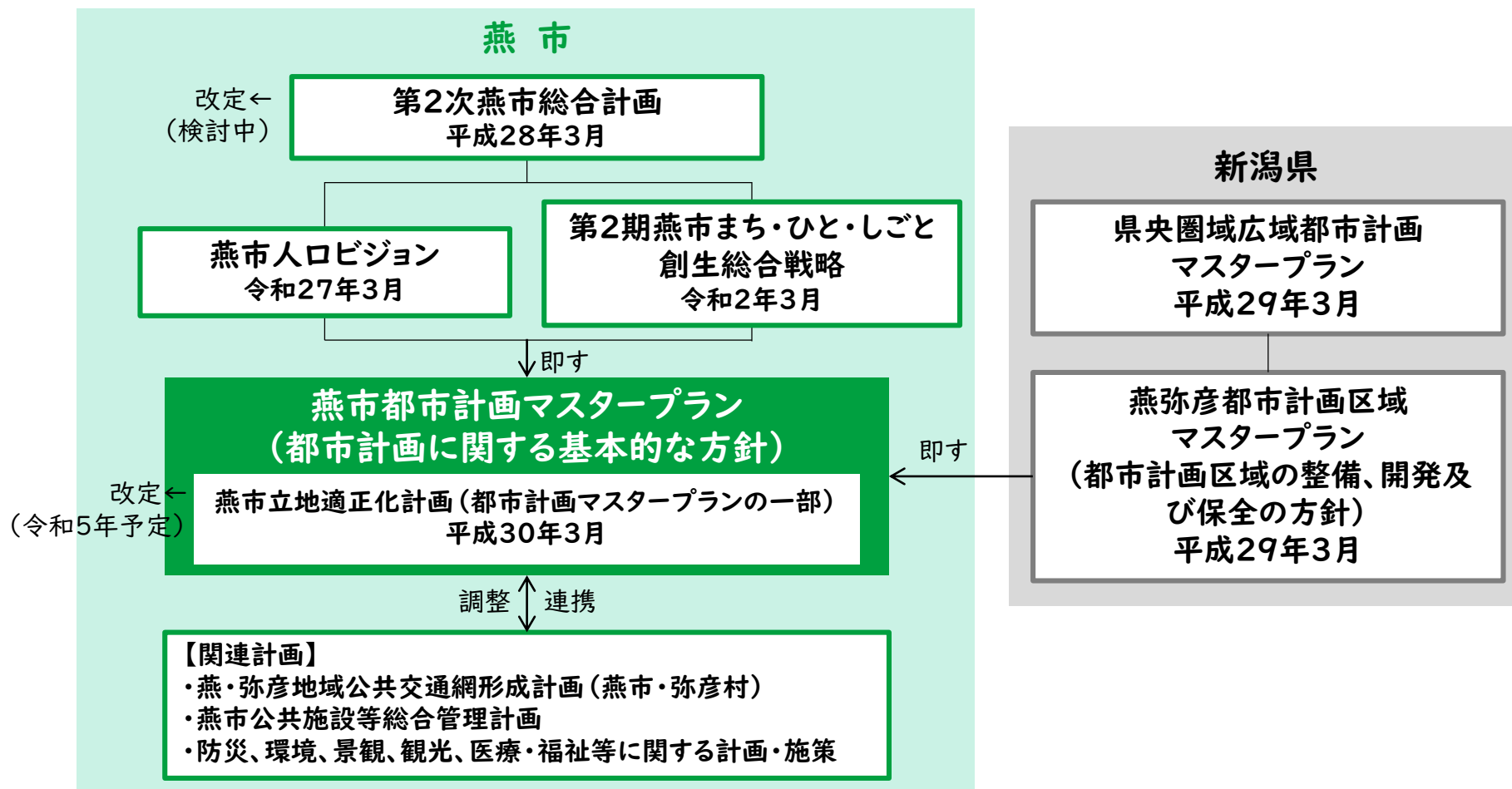


<拠点>		<軸>		<鉄道・幹線道路>	
広域交流拠点		広域連携軸		上越新幹線	
行政拠点		地域連携軸		在来線	
生活拠点		自然環境軸		北陸自動車道	
文化・交流拠点		<ゾーン>		一般国道	
医療拠点		市街地ゾーン		主要地方道	
産業拠点		田園集落ゾーン ※1		一般県道	
		農業環境保全ゾーン		<河川>	
		自然環境保全ゾーン		主要河川	
				<区域>	
				行政区画	
				都市計画区域	

2. 関連計画の概要

- 上位計画となる「第2次燕市総合計画」とともに、新潟県が定める「燕弥彦都市計画区域マスタープラン」に即します。
- 関連計画の「燕・弥彦地域公共交通網形成計画」や「燕市公共施設等総合管理計画」等との連携・調整を図ります。

■計画の位置付け



○広域的観点から区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるもの。

- ①市機能の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- ②文化・産業・自然など多様な資源の保全と活用
- ③災害の教訓を活かして安全・安心に暮らせる都市

The map illustrates the spatial distribution of urban development in Yamanashi Prefecture. Key features include:

- Industrial Zones (Blue Circles):** Located in various parts of the prefecture, including around Yamanashi Station (吉田駅周辺), Tsuruta Station (燕駅前周辺), and Sanjo Station (三條駅周辺).
- Residential Areas (Green Circles):** Scattered throughout the rural landscape.
- Agricultural Land (Yellow/Green Hatched Areas):** Primarily located in the central and eastern parts of the prefecture.
- Transportation Routes:** Major roads are shown as red lines, and rivers as blue lines.
- Geographical Features:** The Sagami River (相模川) flows through the western part of the prefecture, while the Tone River (利根川) forms the border with Gunma Prefecture to the east.

2. 関連計画の概要

■第2次燕市総合計画

○市政運営の方向性を示す計画として最上位に位置し、各分野の個別計画に方向性を与える計画。

【計画の期間】

策定年月：平成28年（2016年）3月
計画期間：平成28年度（2016年度）
～令和4年度（2022年度）

【基本的方向（戦略体系）】

- ・目指す将来像を実現するため、次の3つの人口増戦略を基本に「日本一輝いているまち・燕市」の実現に取り組みます。
- ・**3つの人口増戦略の推進**に当たっては、市民一人ひとりが安全・安心に暮らせる**環境整備（都市環境の整備）を進めることが基盤**となります。

美しい自然と調和した適切な土地利用を推進し、道路や上下水道などの都市基盤を維持・整備し、災害に強いまちづくりを目指すとともに、超高齢社会にも対応した**快適で便利な生活環境の充実**を図ります。

【本市の将来像】

人と自然と産業が調和しながら進化する燕市
～「日本一輝いているまち」を目指して～

【基本的方向（戦略体系）図】

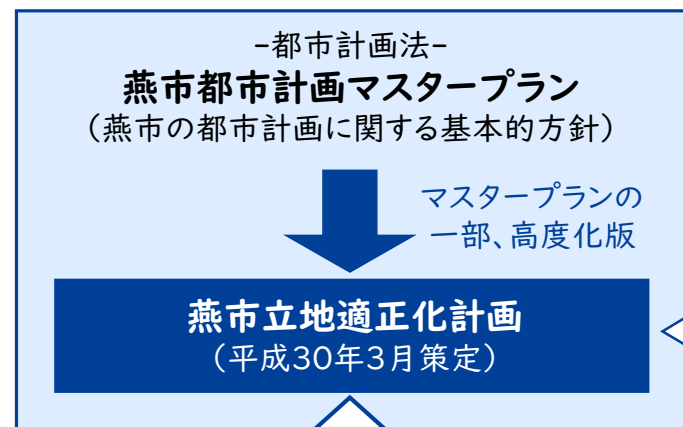


2. 関連計画の概要

■燕市立地適正化計画

○市町村が都市全体の観点から作成する、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的な計画。

【計画の位置づけ】



既存の立地適正化計画は、法改正をふまえた
新たな視点の追加を検討予定

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
 <令和2年6月10日公布>

①安全なまちづくり

- ・災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制
- ・災害ハザードエリアからの移転の促進
- ・災害ハザードエリアを踏まえた防災まちづくり

②魅力的なまちづくり

- ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出
- ・居住エリアの環境向上

【立地適正化計画制度のイメージ図】

◆居住誘導区域

- ・生活サービス等が持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域

◆都市機能誘導区域

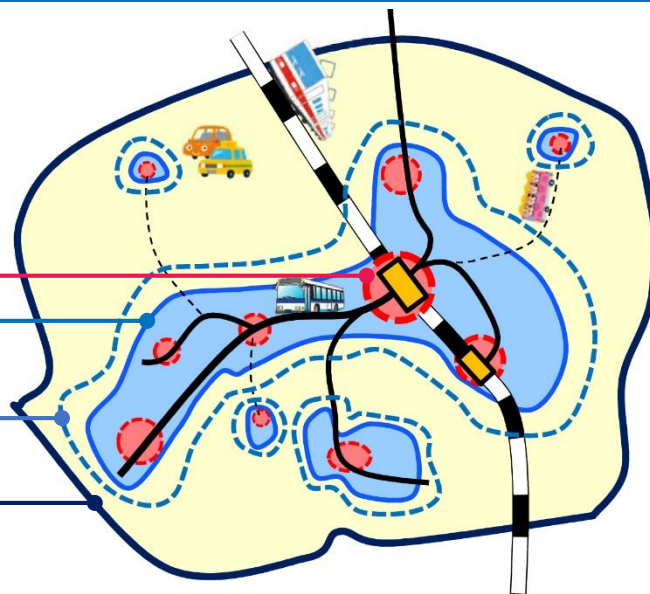
- ・都市機能を誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供を図る区域

誘導施設

- ・都市機能誘導区域内に立地を誘導すべき都市機能増進施設を設定
 (例) 医療、福祉、商業、子育て支援等の施設

用途地域

都市計画区域



2. 関連計画の概要

■燕市立地適正化計画

【計画の期間】

策定年月:平成30年(2018年)3月

計画期間:2040年

【まちづくりの将来像】

『人と自然と産業が調和した夢のある都市』
～コンパクト都市の実現～

【課題解決のための施策・誘導方針】

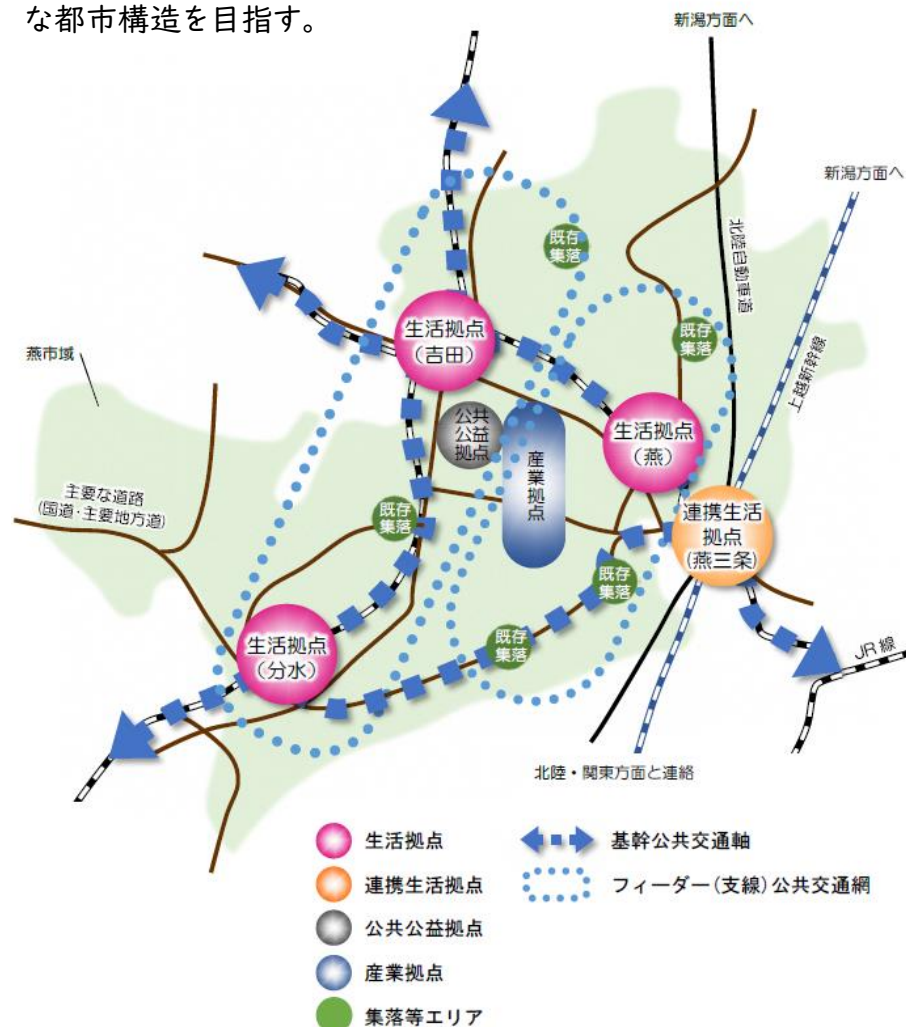
ストーリー1「ものづくり産業の活性化」

ストーリー2「働き盛り世代の定住・移住の促進」

ストーリー3「まちなか居住の促進」

【都市の骨格構造のイメージ】

日常生活に不可欠な都市機能が集積する拠点を維持するとともに、公共交通の充実を図ることで、市民全体が暮らしやすい持続可能な都市構造を目指す。



2. 関連計画の概要

■燕市立地適正化計画

○都市機能誘導区域及び居住誘導区域を以下の通り設定しました。



【都市機能】

- 病院
- 診療所（内科・外科）
- 高齢者福祉施設
- 保育園・幼稚園・認定こども園
- 子育て支援施設
- 学校施設
- 商業施設（1,000㎡以上）
- コンビニエンスストア
- 郵便局
- 公共施設

3. 計画の策定・改定について

(1) 改定の必要性

■社会経済状況の変化

- ・策定から10年余りが経過し、社会情勢の変化や新たな都市基盤の整備により土地利用の状況が変化しています。
- ・人口減少や少子高齢化が進行し、空き地・空き家の増加、公共施設等の維持管理に係る負担の増加等、様々な課題への対応が求められます。
- ・質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出に対する市民の意識も高まってきています。

■頻発・激甚化する自然災害

自然災害が頻発・激甚化する中で、「安全」なまちづくりの推進が求められています。

■上位計画等との整合

「**燕市立地適正化計画**」を平成29年度に策定。

- ⇒立地適正化計画は都市計画マスタープランの一部と見なされることから、改定により「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進を位置づける必要があります。
- ⇒都市再生特別措置法の改定により、適切な防災・減災対策を「防災指針」として立地適正化計画に位置付けるため(令和4年度予定)、基本的な考え方を示す必要があります。

「**第2次燕市総合計画**」は令和4年度に最終年度を迎える。

- ⇒新たな総合計画に即した計画として策定する必要があります。

新潟県では、平成28年度に「**燕弥彦都市計画区域マスタープラン**」を改定。

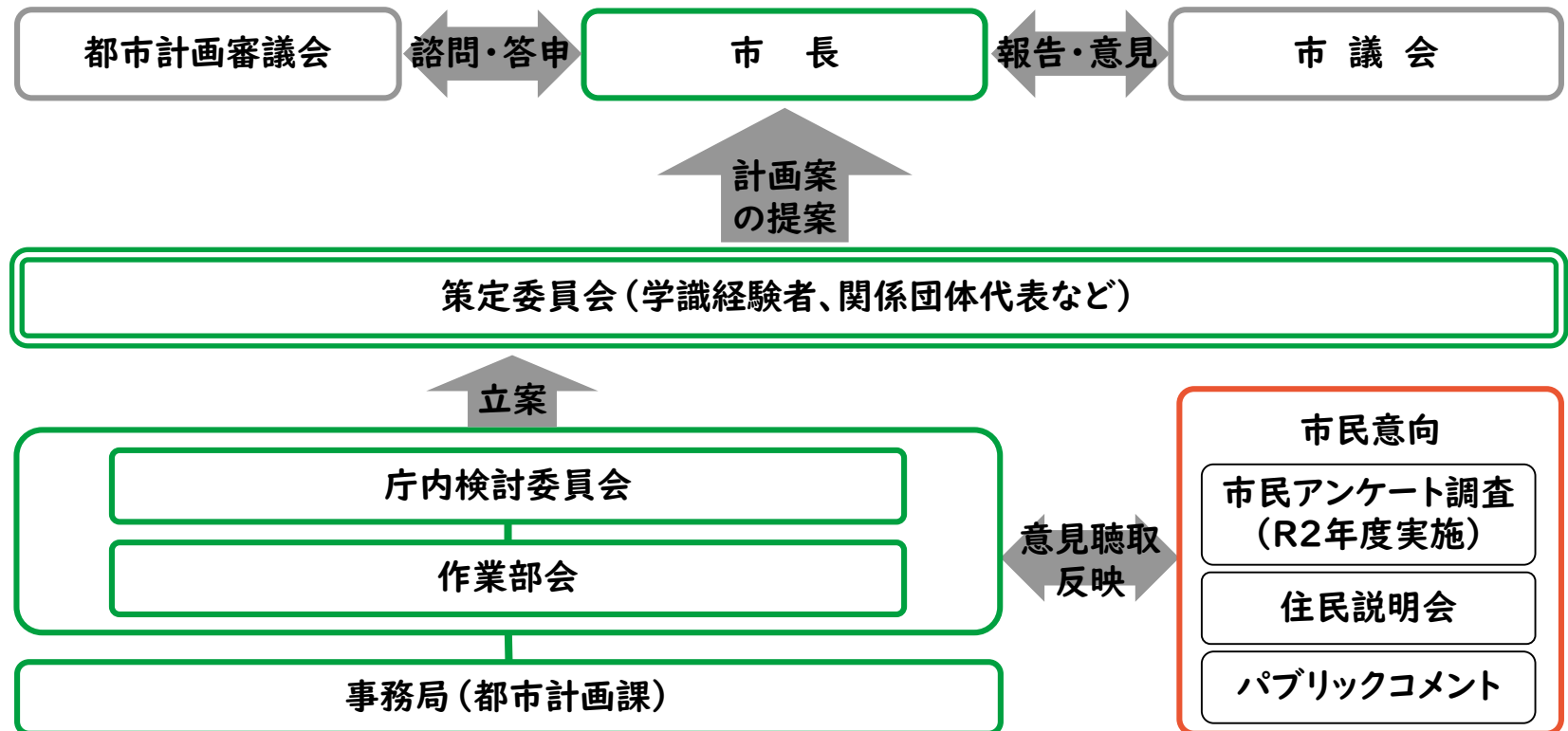
- ⇒県の計画に即した計画として策定する必要があります。

3. 計画の策定・改定について

(2) 策定・改定の検討体制

- 都市計画マスタープランの策定にあたっては、市民アンケート調査結果の分析や住民説明会の開催などの、市民参加を踏まえて作成するものとします。
- 次の検討組織を設置し策定を進めていきます。

■検討体制



3. 計画の策定・改定について

(2) 策定・改定の検討体制

■検討の進め方

令和3年度

日程(予定)	委員会等	案件等
R3年 11月中旬	第1回 庁内検討委員会	● 都市計画マスタープランの概要 ● 今後のまちづくり方針
11月下旬	第1回 策定委員会	
12月下旬	第2回 庁内検討委員会	● 目標及び主要課題の設定
R4年 1月上旬	第2回 策定委員会	
2月上旬	第3回 庁内検討委員会	● 分野別方針の検討
2月中旬	第3回 策定委員会	
3月	都市計画審議会	● 中間報告
	市議会	

令和4年度

日程(予定)	委員会等	案件等
R4年 6月下旬	第4回 庁内検討委員会	● 地域別構想及び実現化方策の検討
7月上旬	第4回 策定委員会	
9月上旬	第5回 庁内検討委員会	● 都市計画マスタープラン(素案)作成
9月下旬	第5回 策定委員会	
R5年 11月	市議会	● 都市計画マスタープラン(素案)説明
1月	都市計画審議会	
2月	住民説明会	
2月	パブリックコメント	● 都市計画マスタープラン(素案)公表
3月	都市計画審議会	● 都市計画マスタープラン(原案)報告

4. 燕市の現状

(1) 人口

- 2018年の推計によると、現行マスタープラン策定時の目標人口77,000人を下回る結果となりました。
- 2040年の推計人口は62,613人となっています。2015年から17,171人減少する見込みです。

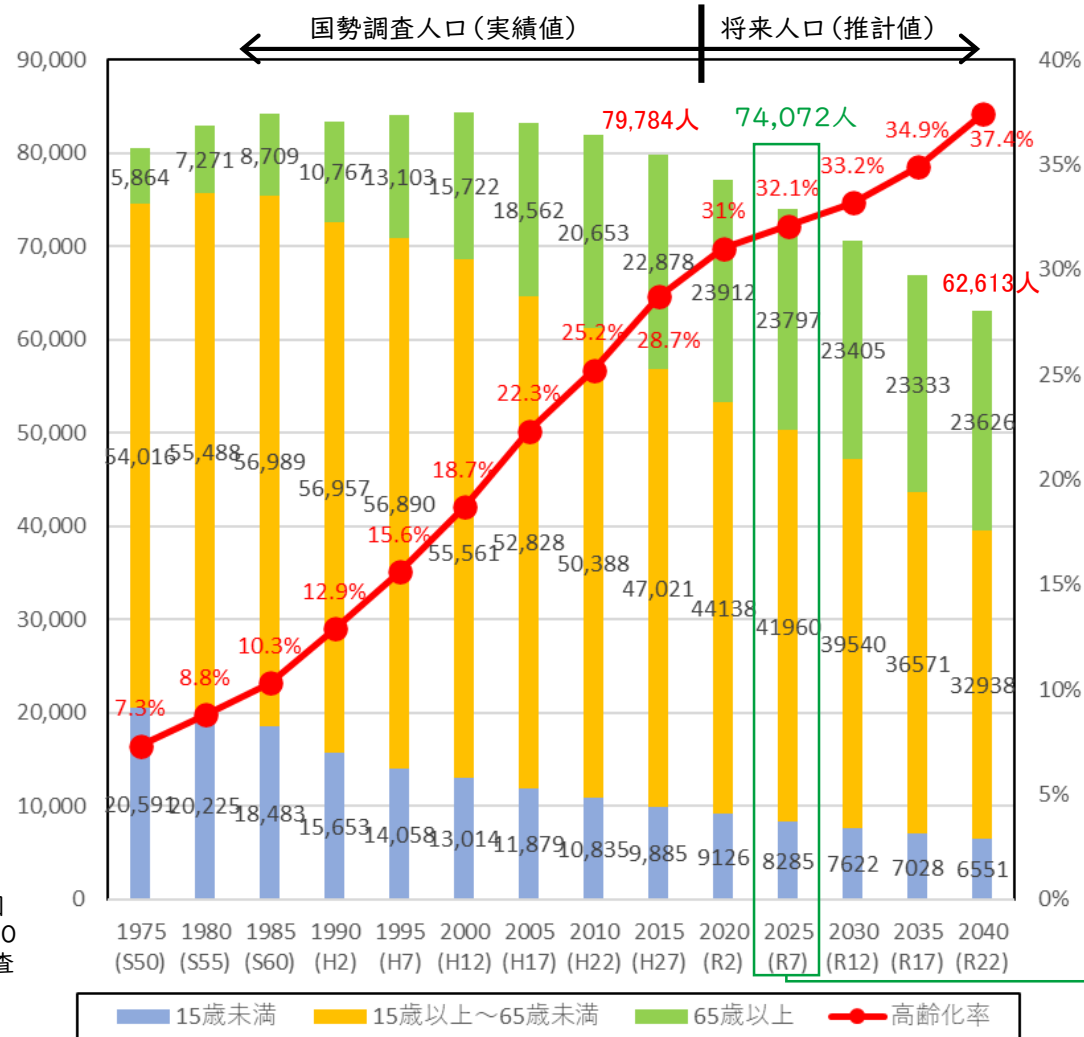


図. 燕市の将来人口推計(資料: 国立社会保障・人口問題研究所 H30年推計) ※2015年までは国勢調査

現行マスタープランの
目標年度

4. 燕市の現状

(1) 人口

○2015年は各地域の中心部で40人/ha以上であったが、低密度化が進み、2040年には30人/ha未満に減少することが見込まれます。

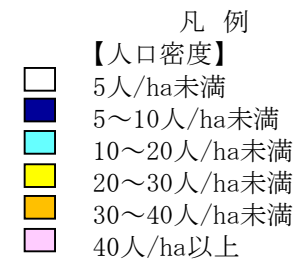
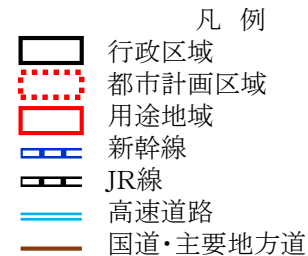
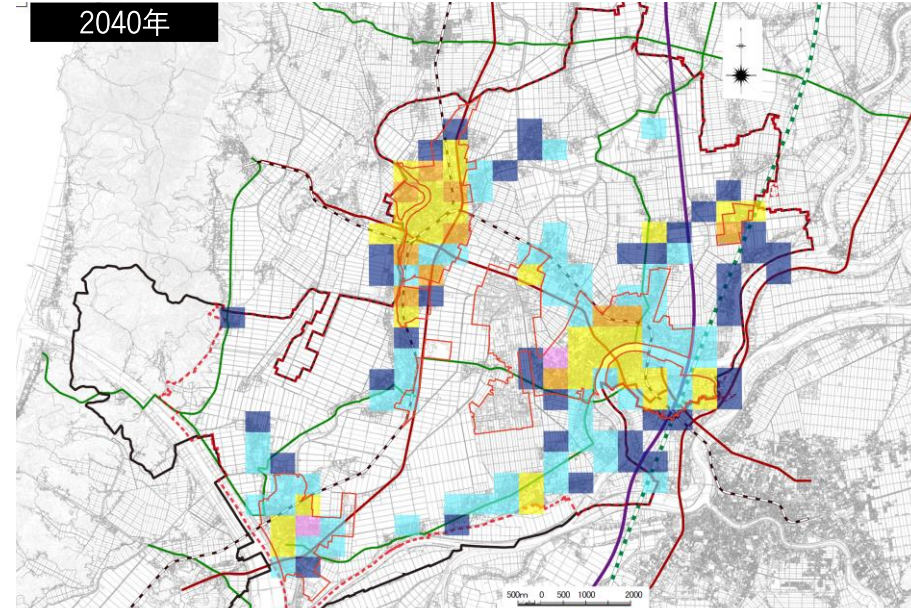
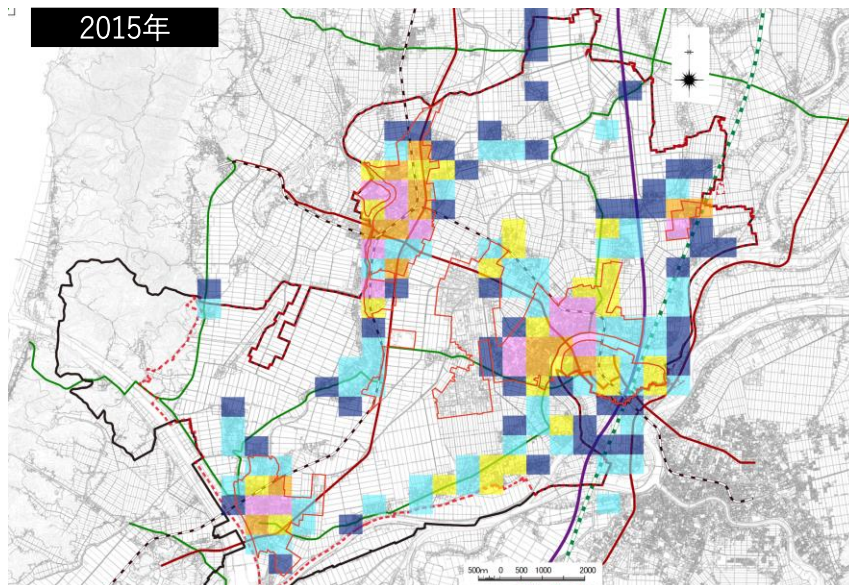


図.500mメッシュ別人口密度の将来見通し(H30年時の推計)
(資料:国勢調査(2015年)、国立社会保障・人口問題研究所推計(2040年))

4. 燕市の現状

(2) 土地利用

- JR燕駅、JR吉田駅、JR分水駅を中心とした市街地と、上越新幹線燕三条駅及び北陸自動車道三条燕ICの整備により開発された新市街地、の大きく4つの市街地により構成されています。
- 市の中央エリアに複数の工業団地等が集積しています。

○吉田地区は、吉田駅前から続く古くからの商店街が形成。吉田駅南側に工場群が形成。

○分水地区は、地藏堂本町、諏訪町など古くからの商店街が形成。また、国道116号沿道等に工業団地が立地。

○燕地区は、燕駅周辺及び穀町、宮町、仲町など古くからの商店街が形成。

○JR燕三条駅周辺は、高速交通網の整備を背景に大規模商業施設や宿泊施設、娯楽施設が立地。また、都市施設も集積。

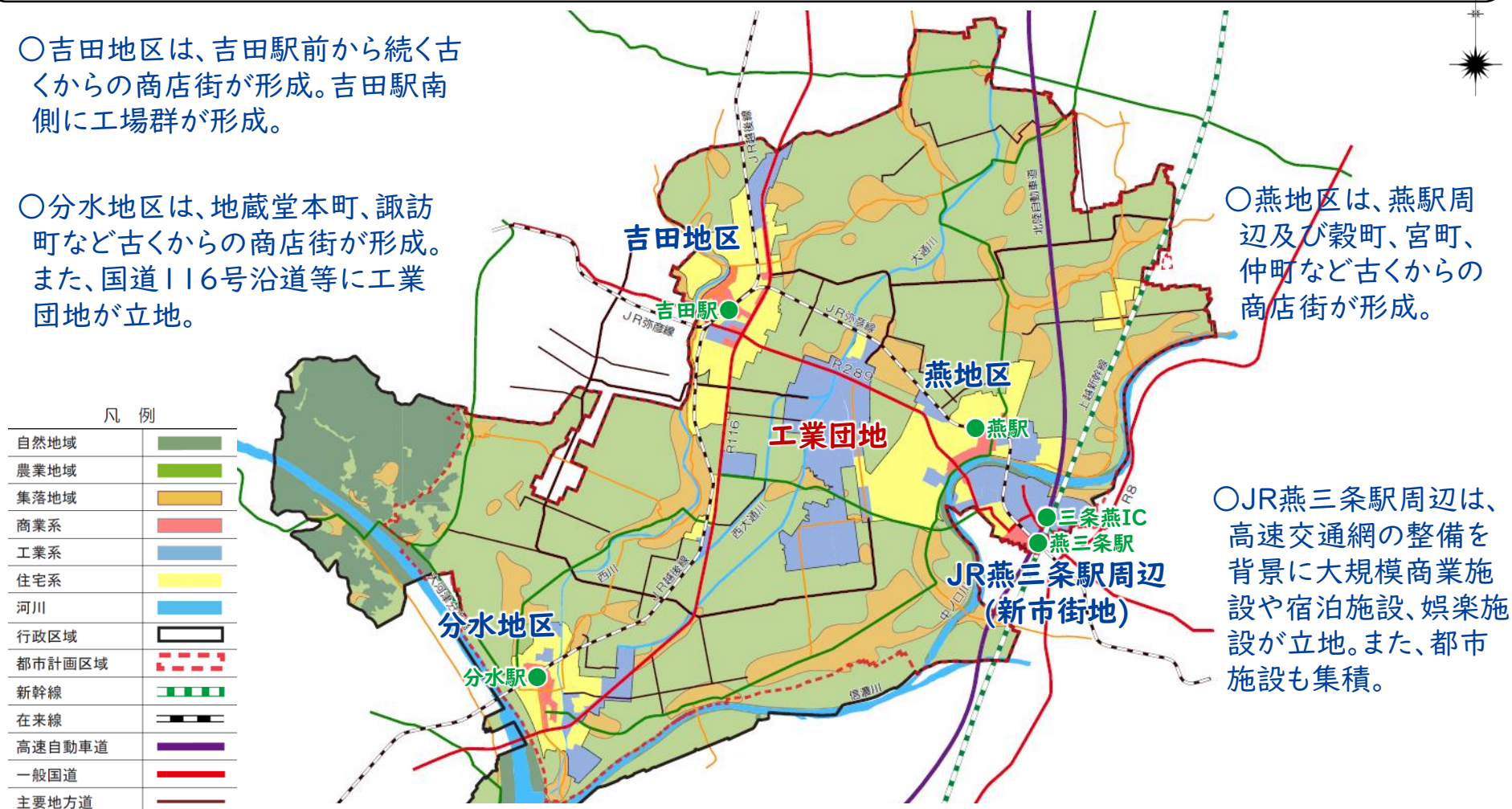


図. 土地利用現況図 (資料: 国土数値情報「土地利用細分メッシュ」より作成)

500m 0 500 1000 1500

4. 燕市の現状

(3) 低未利用地・空き家の状況

- 用途地域区域内の農地面積は、用途地域Ⅰ,864haのうち約15%の289haとなっています。
- 空き家率は、12.0%（H30調査）となっています。

○燕地区では工業団地周辺、燕中学校周辺、三条燕IC周辺に低未利用地が多く分布。
燕駅周辺に特定空き家が多く分布。

○吉田地区では用途地域の外縁部に低未利用地が分布

○分水地区は、工業系用途及びその周辺に低未利用地が多く分布

※特定空き家とは：倒壊のおそれや衛生面等、周囲へ悪影響を及ぼす可能性のある空き家

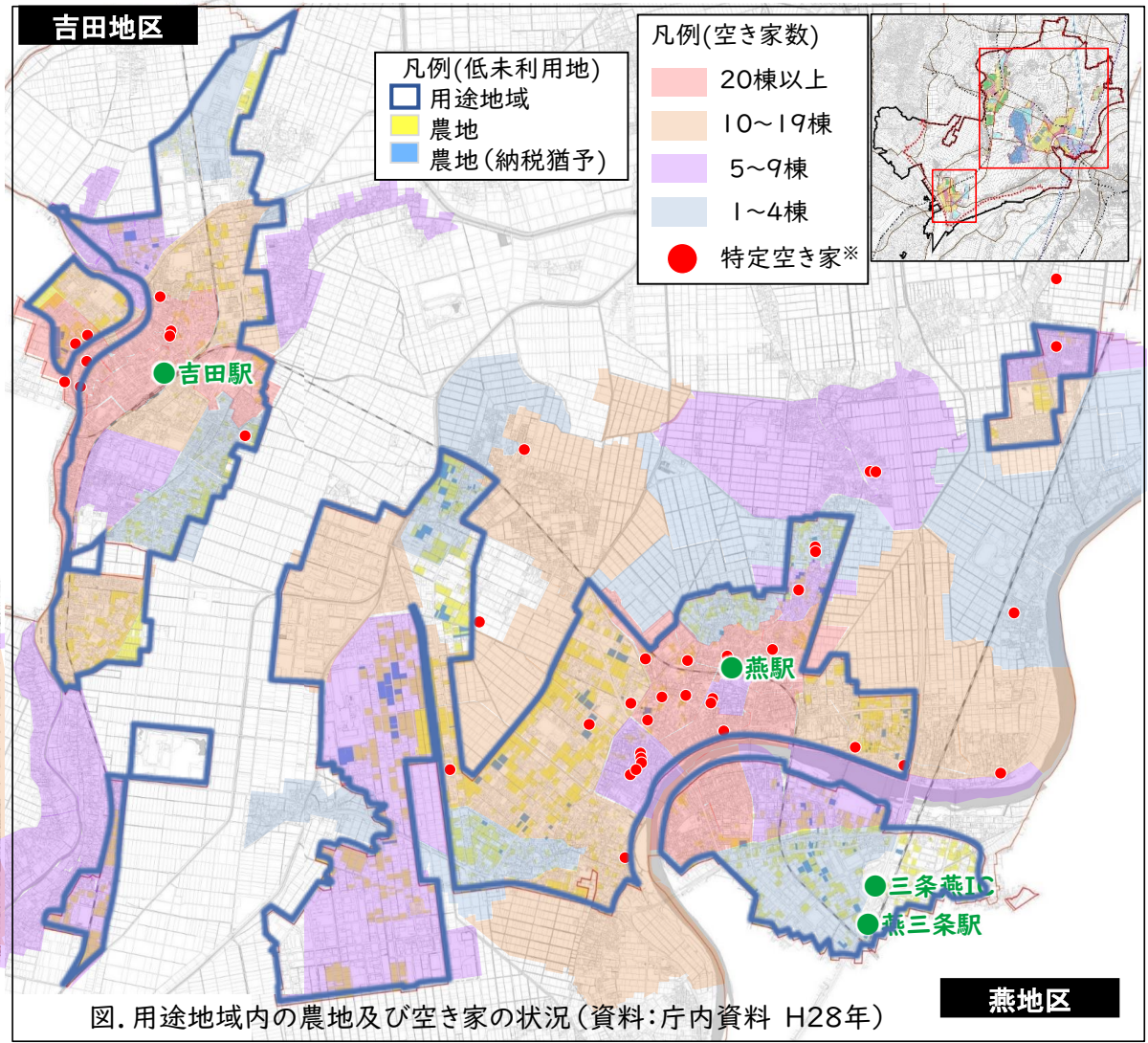
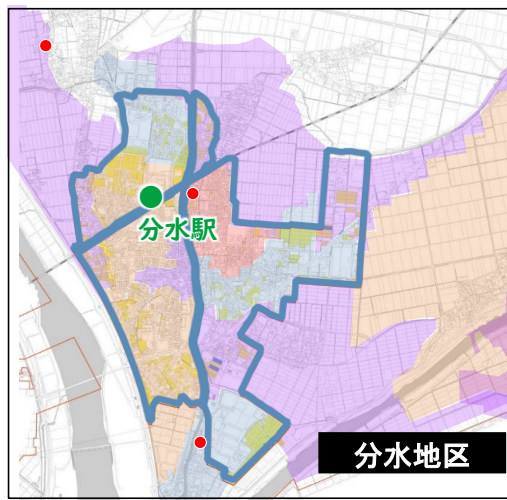


図. 用途地域内の農地及び空き家の状況(資料: 庁内資料 H28年)

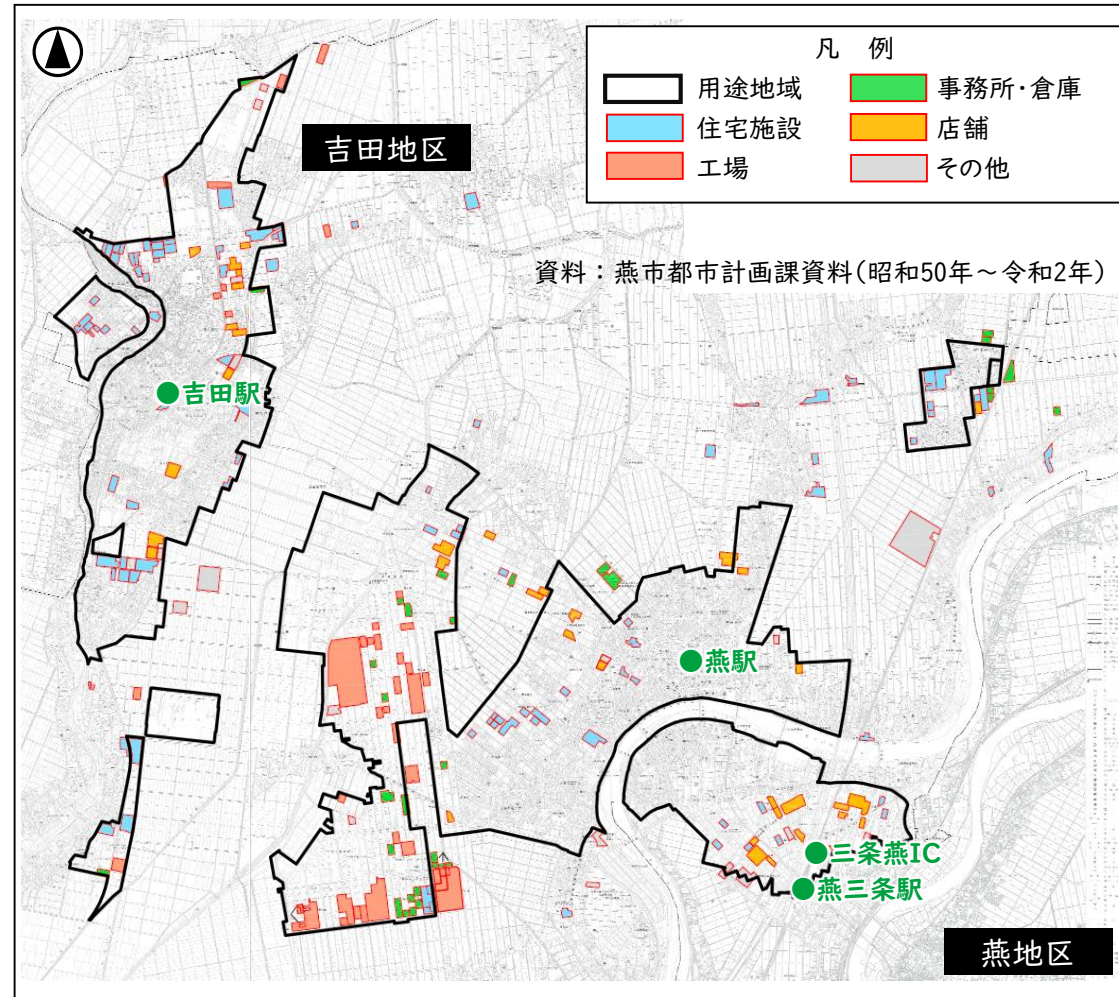
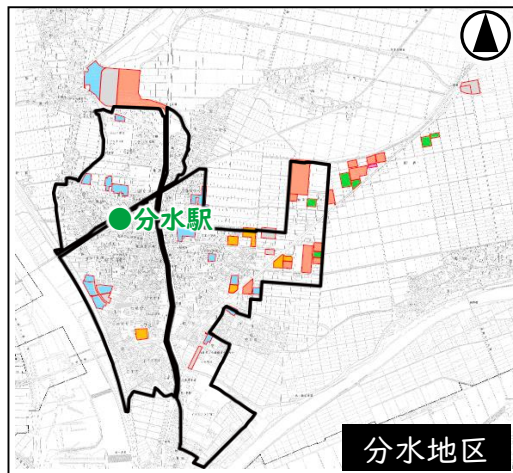
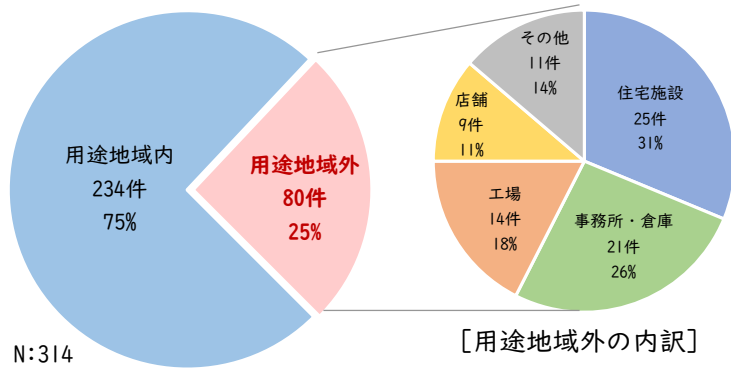
4. 燕市の現状

(4) 開発許可の状況

- 燕市における開発行為(合計314件:S50年~R2年)のうち、約30%が用途地域外での開発です。
- 用途地域外での開発行為は、住宅施設や事務所・倉庫、工場の割合が高くなっています。

【開発行為の状況】

■ 開発行為の件数（用途地域内外別）



4. 燕市の現状

(5) 商業

- 燕、吉田地区の市街地中心部において小売業販売額の密度が高くなっている一方で、分水地域は低い状況にあります。
- 小売業、卸売業ともに2012年以降、従業者数、年間商品販売額は回復基調であるのに対して、事業所数は横ばいとなっています。

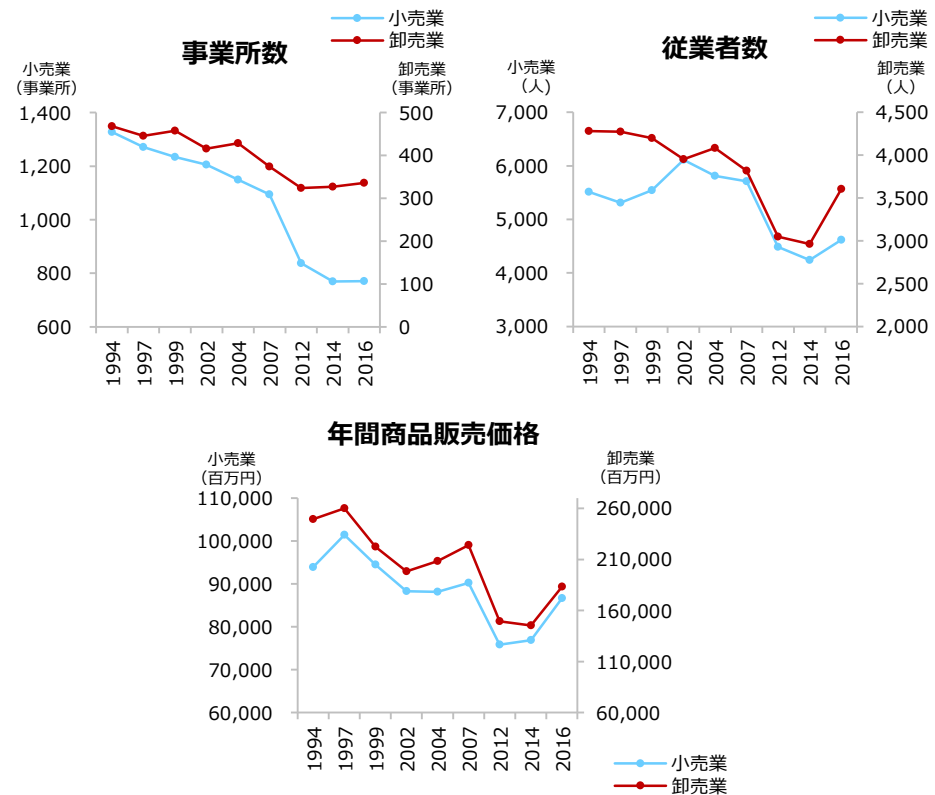
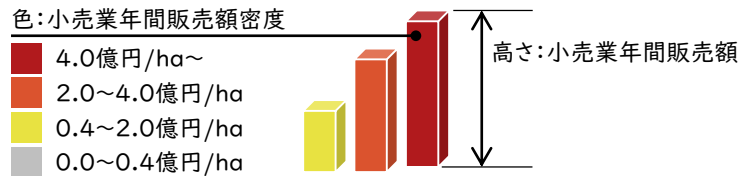


図. 事業所数・従業者数・年間商品販売額

【出典】経済産業省「商業統計調査」 総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
 【注記】2007年以降は、日本標準産業分類の大幅改定の影響や、「商業統計調査」と「経済センサス活動調査」の集計対象範囲の違い等から、単純に調査年間（表示年）の比較が行えない。

図. 500mメッシュ小売業年間販売額 (2014年経済センサス)
 (資料：都市の可視化) ※着色は密度、高さは販売額を示します

4. 燕市の現状

(6) 工業

- 事業所の立地が市中心エリアの工業団地周辺に集中しています。
- 製造品出荷額等や従業員数は増加傾向にありますが、小規模事業者では後継者不足の課題を抱える事業者が多い状況です。

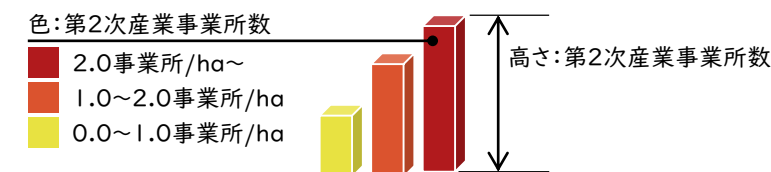


図. 500mメッシュ第2次産業事業所数(2014年経済センサス)
(資料: 都市の可視化) ※着色は密度、高さは事業所数を示します

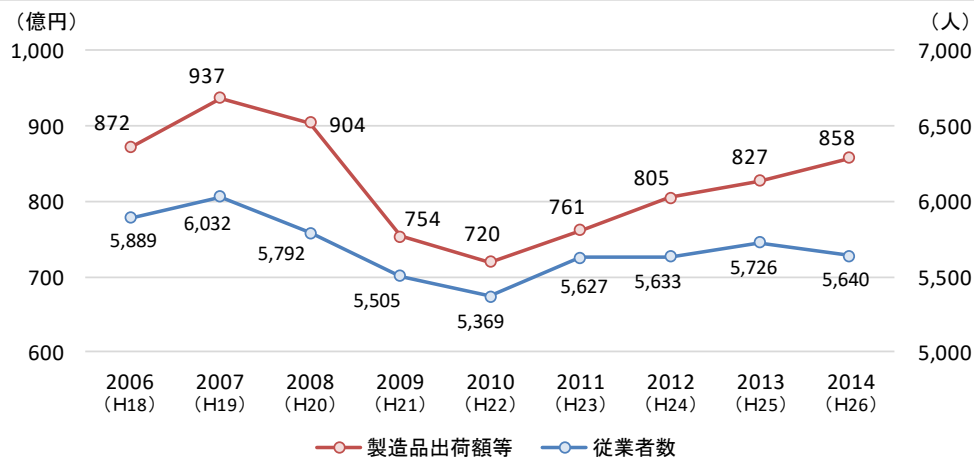
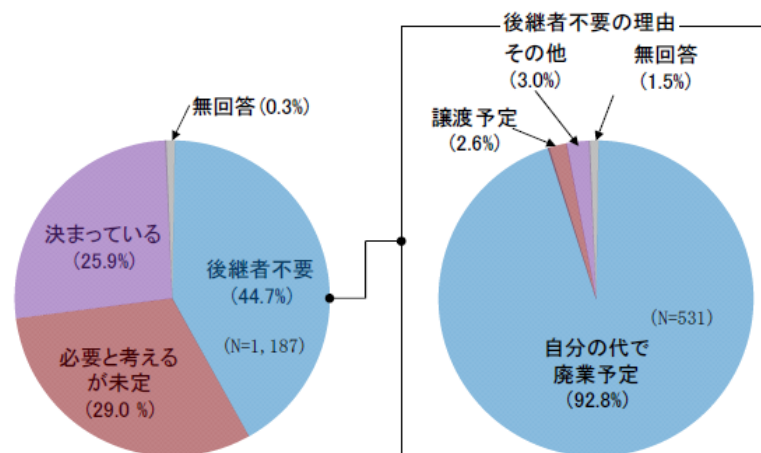


図. 燕市の金属製品製造業における製造品出荷額等・従業員数の推移

資料: 工業統計調査、平成23年は経済センサス-活動調査



資料: 燕商工会議所
平成26年「小規模
事業者アンケート」

図. 小規模事業者の後継者について※回答数のうち64.2%が製造業の事業所

4. 燕市の現状

(7) 農業

- 燕地区の幹線道路沿いで多くの耕作放棄地が見られます。
- 経営体数は2005年から2015年の10年で約3割減少しました。
- 農業産出額はほぼ横ばいとなっています。

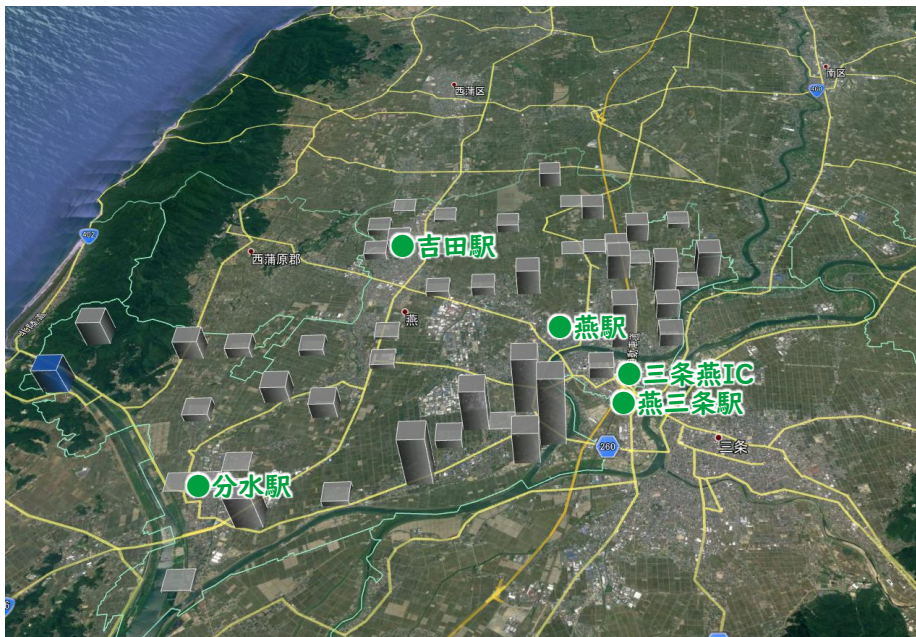
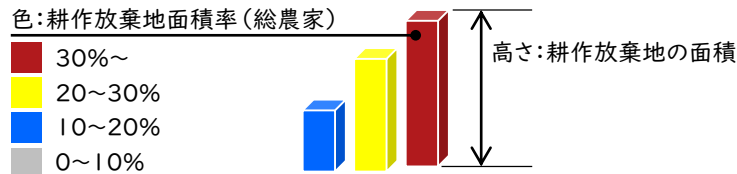


図. 500mメッシュ耕作放棄地の分布(2015年農林業センサス)
(資料:都市の可視化) ※着色は密度、高さは面積を示します

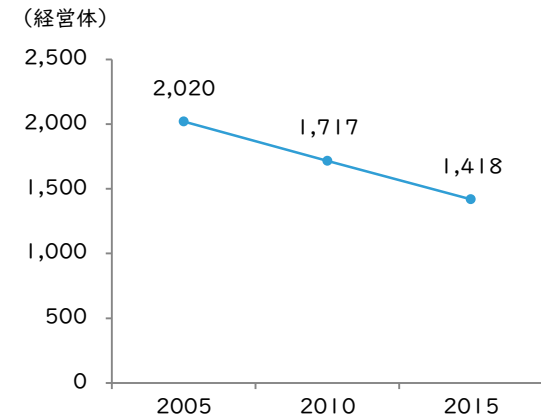


図. 農業経営体数の推移

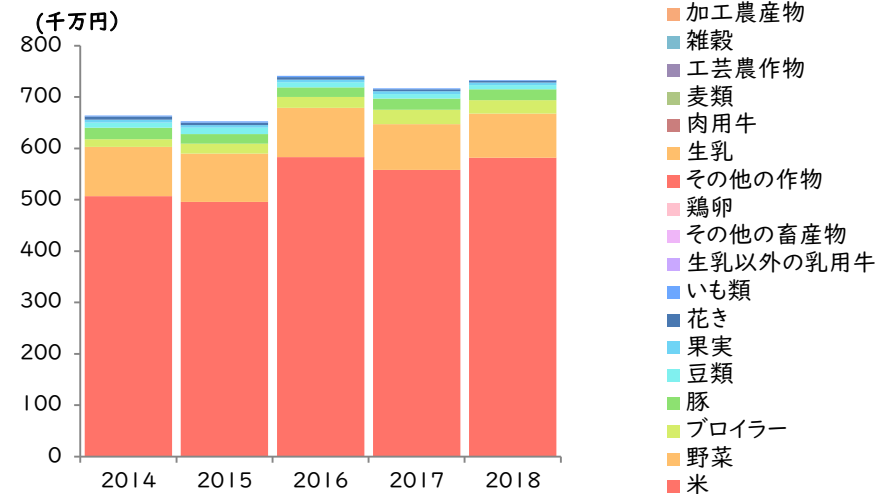
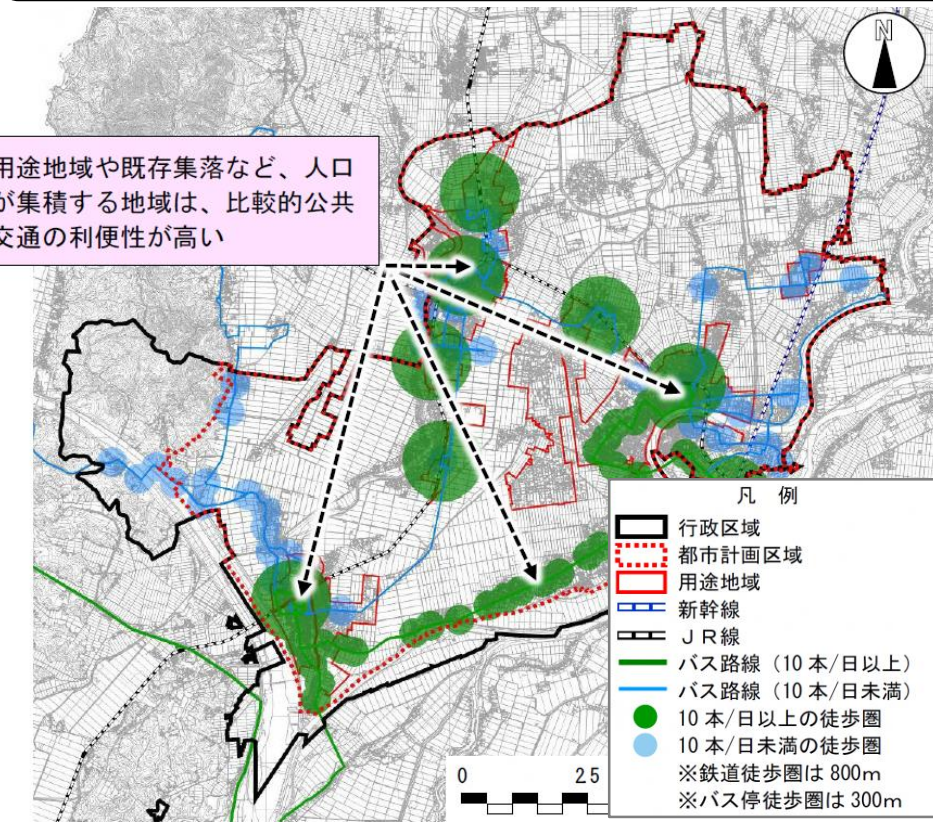


図. 農業産出額の推移

4. 燕市の現状

(8) 公共交通の状況

- 公共交通は、用途地域や既存集落など、相対的に人口が集積する地域をカバーしています。
- 民間の路線バスその他、コミュニティバスやデマンド交通のおでかけきらん号が運行しています。



		バス		
		バス停から 300m 圏内かつ 運行本数 10 本/日以上	バス停から 300m 圏内かつ 運行本数 10 本/日未満	バス停から 300m 圏外
鉄道	鉄道駅から 800m 圏内	公共交通便利地域		
	鉄道駅から 800m 圏外		公共交通 不便地域	公共交通 空白地域

図. 公共交通の実態 (資料: 燕市立地適正化計画)

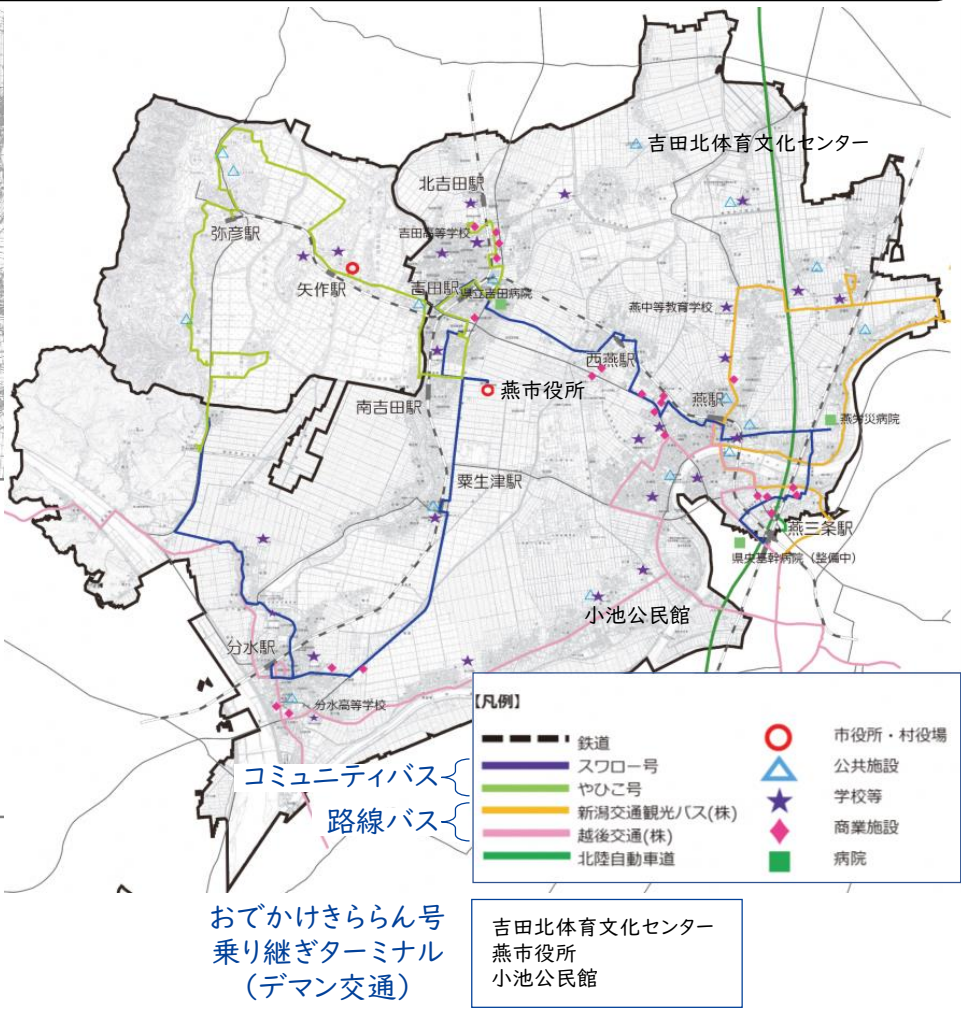


図. 公共交通現況図 (資料: 燕・弥彦地域公共交通網形成計画)

4. 燕市の現状

(9) 景観・環境

- 信濃川や大河津分水路等の河川や国上山等の丘陵をはじめ、豊かな自然、田園環境により美しい景観を構成しています。
- 良寛の史跡、分水おいらん道中等の郷土色豊かな景観や、五合庵や国上寺等の文化財による歴史景観が存在します。
- 吉田地域と分水地域には、雁木が残る地区があります。

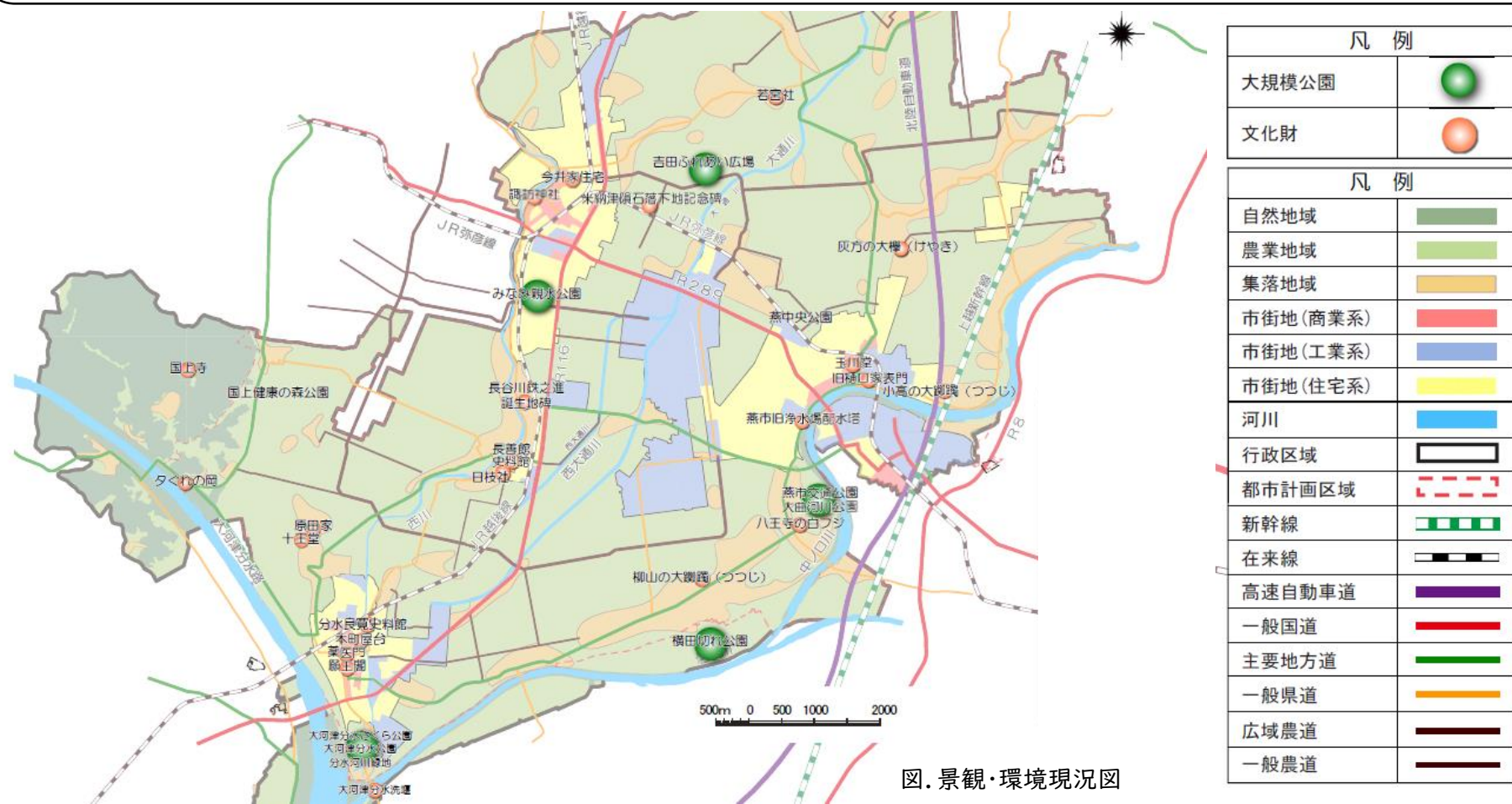


図. 景観・環境現況図

4. 燕市の現状

(10) 都市施設

- 北陸自動車道の三条・燕インターチェンジを高速交通体系の玄関口として、国道116号、国道289号および県道などの主要な幹線道路が道路網の骨格を形成しています。
- 渋滞解消や沿道地域の安全性向上のため、令和元年度に都市計画決定された国道116号吉田バイパスが令和2年度に新規事業採択され、事業着手となりました。

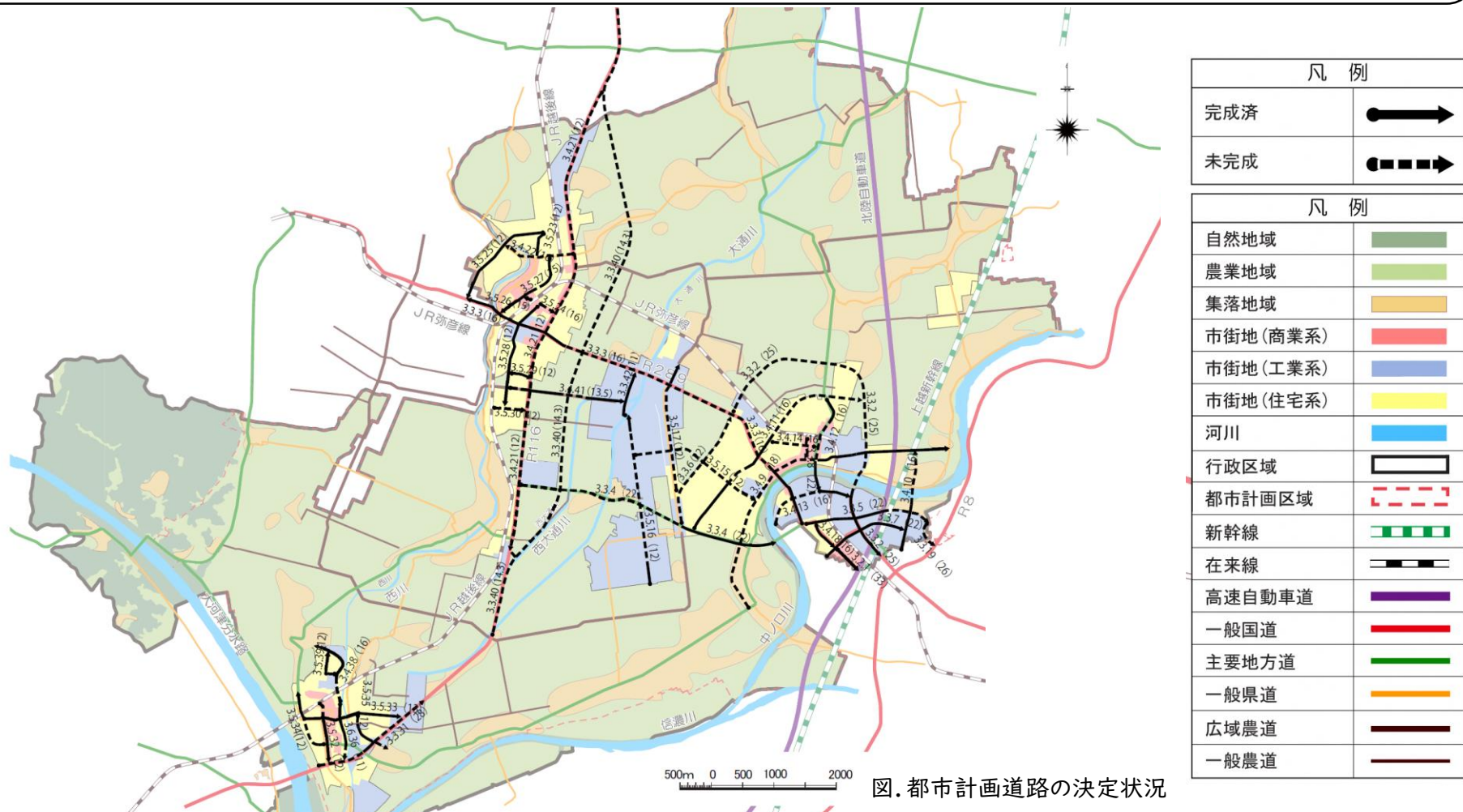


図. 都市計画道路の決定状況

4. 燕市の現状

(10) 都市施設

- 都市計画公園について見ると19箇所11.05haの決定を行い、5.92haの開設をしています。しかし、人口当たりの公園面積は0.8㎡/人で県平均を大きく下回る状況にあります。
- 都市公園・児童遊園等で見ると、人口当たりの面積は増加傾向にあります。
- 下水道処理人口普及率は、51.6%となっており、全国平均の80.1%、新潟県平均の77.0%と比較すると低い状況にあります。

表. 都市計画公園・緑地整備状況

	計画			開設済み		
	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	1人当り (㎡/人)	箇所数 (箇所)	面積 (ha)	1人当り (㎡/人)
燕市	19	11.05	1.4	10	5.92	0.8
新潟県	684	2,687.85	13.1	631	2,105.71	10.3

資料: 燕市 都市計画課、新潟県の都市計画資料編

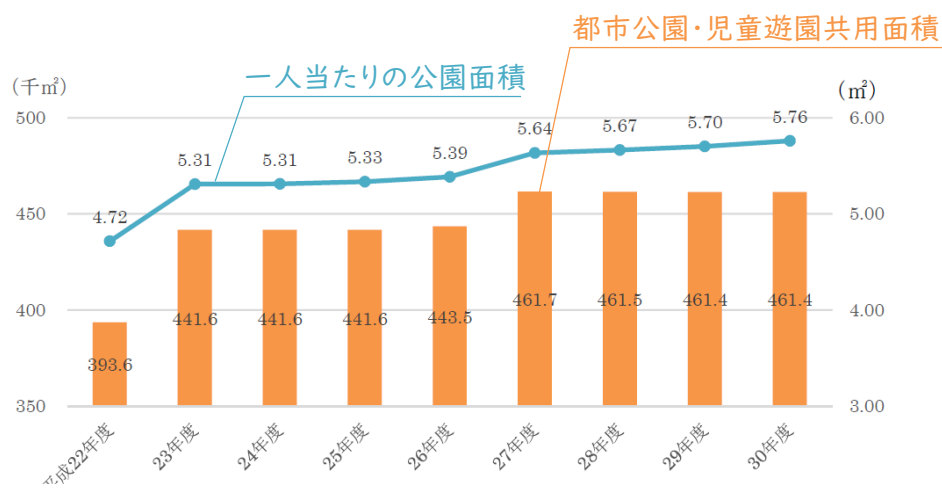


図. 都市公園・児童遊園供用面積及び一人当たりの公園面積の推移
資料: 第2次燕市総合計画、都市計画課(公園台帳)

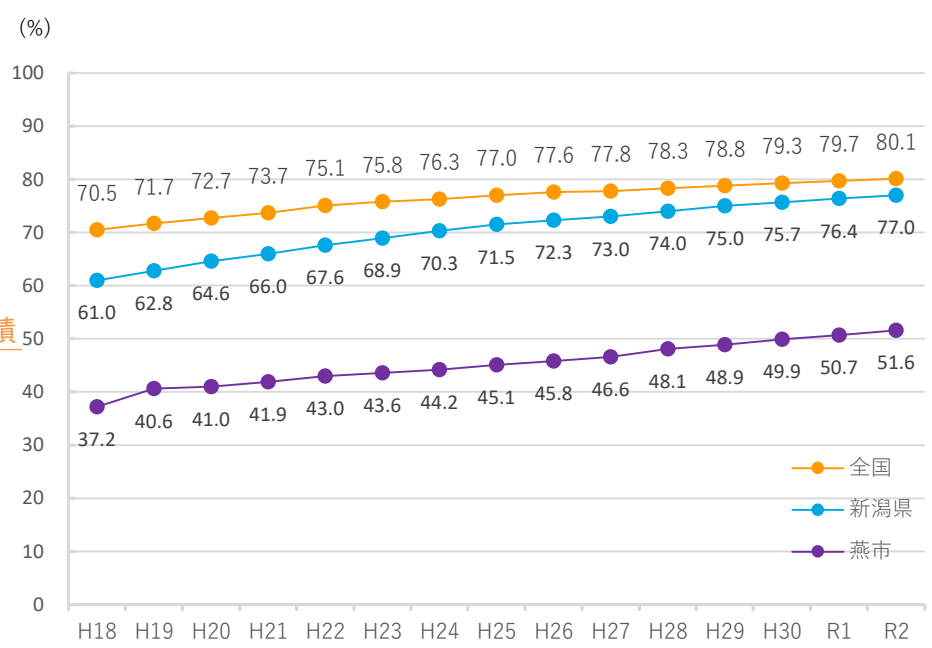
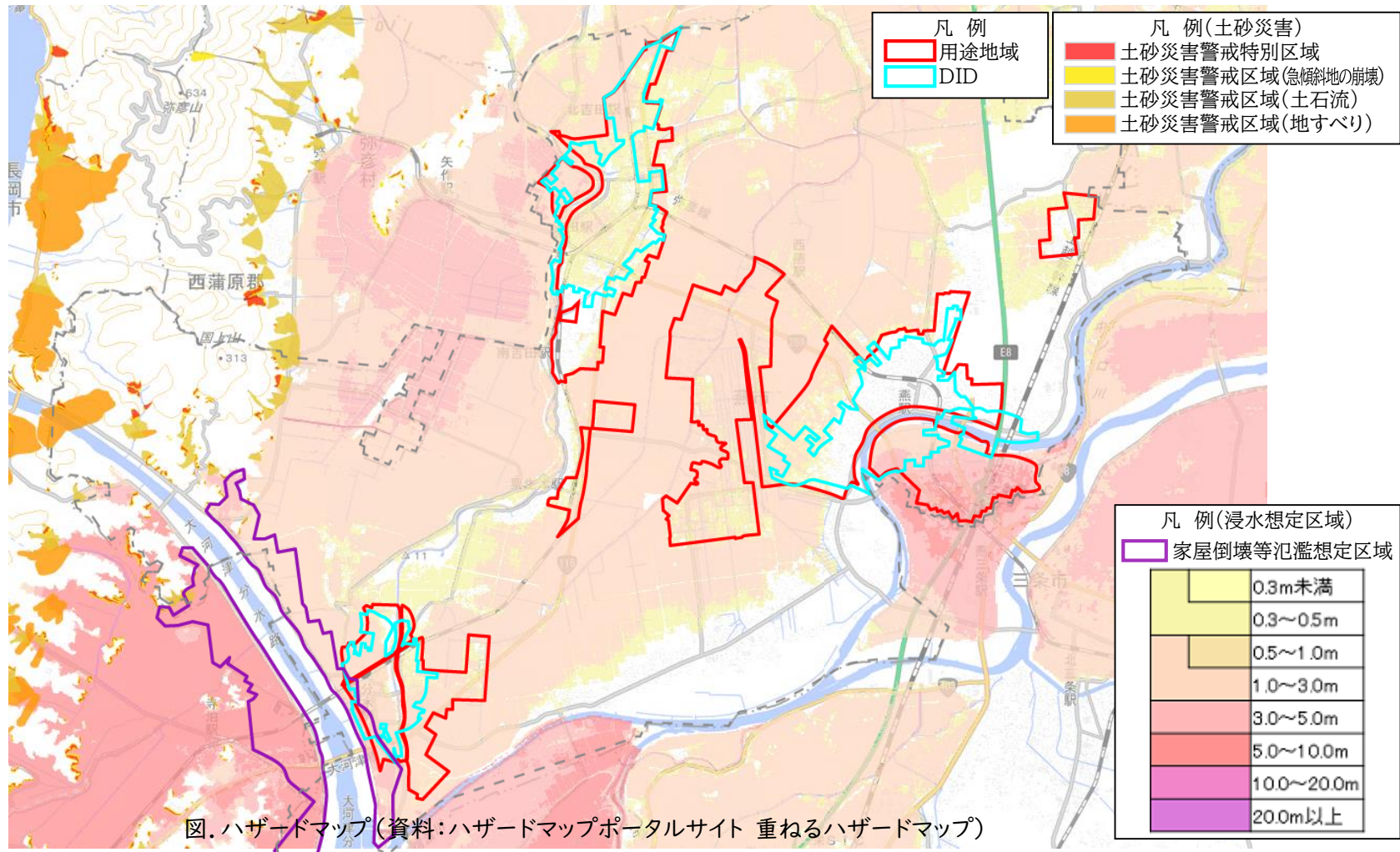


図. 下水道処理人口普及率の推移 (資料: 燕市 下水道課)
下水道処理人口普及率: 各自治体の総人口に対する下水道を利用できる区域の定住人口の割合。

4. 燕市の現状

(1) 防災

- ハザードマップの洪水浸水想定区域における想定し得る最大規模の降雨(1,000年に1度程度の確率)により河川が氾濫した際の浸水想定では**市内のほぼ全域が浸水区域**となっています。
- 分水地区の一部に注意が必要な**土砂災害警戒特別区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域**があります。



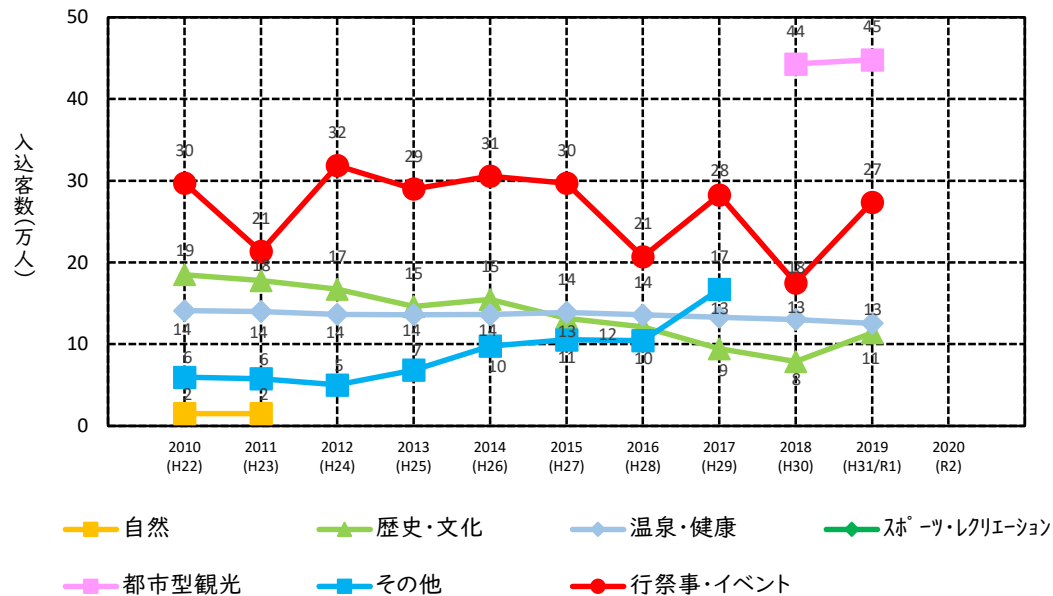
4. 燕市の現状

(12) 観光

- 各地域で行われる「まつり」やイベントに多くの観光客が訪れています。
- 市内には観光資源として、国上山や大河津分水路などの自然景観、五合庵や史料館などの歴史文化があります。
- 市内には多様なスポーツ施設が分布しており、各地域にスポーツ施設が集積しています。
- 近年は金属加工品等の工場見学や体験など、産業観光の取り組みが進められています。

※観光資源の分布状況は次頁に掲載

目的別観光入込客数の推移



資料：新潟県観光動態の概要

4. 燕市の現状

(12) 観光



図. 観光資源の分布状況(資料: R1年度新潟県観光入込客統計別表)

5. 燕市民のまちづくりに対する意向

○燕市全域を対象に、市民のまちづくりや身近な環境などについての意見・要望を把握しました。

(1) 調査概要

■調査対象

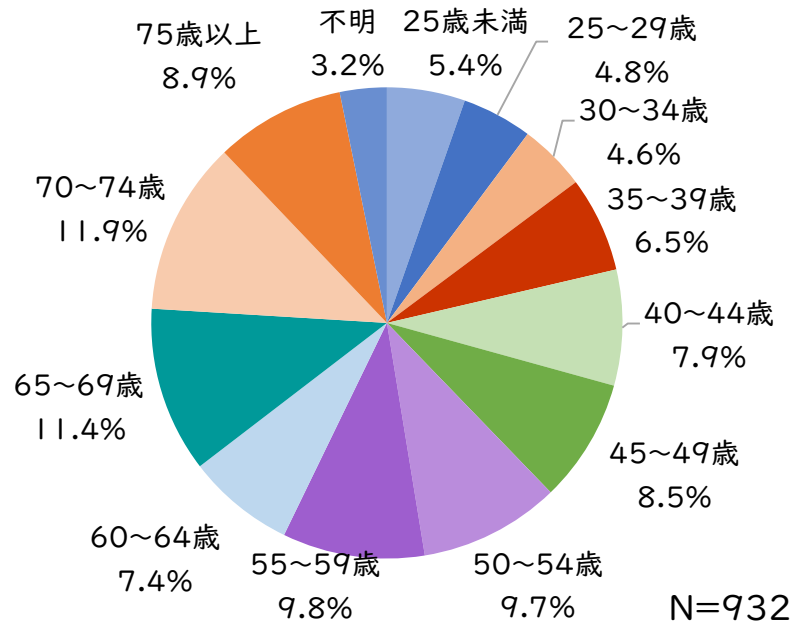
調査地域 : 燕市全域
調査対象者 : 燕市内在住の満18歳以上の男女
 2,000人(令和2年9月現在)
 ※住民基本台帳に基づく無作為抽出

■配布・回収

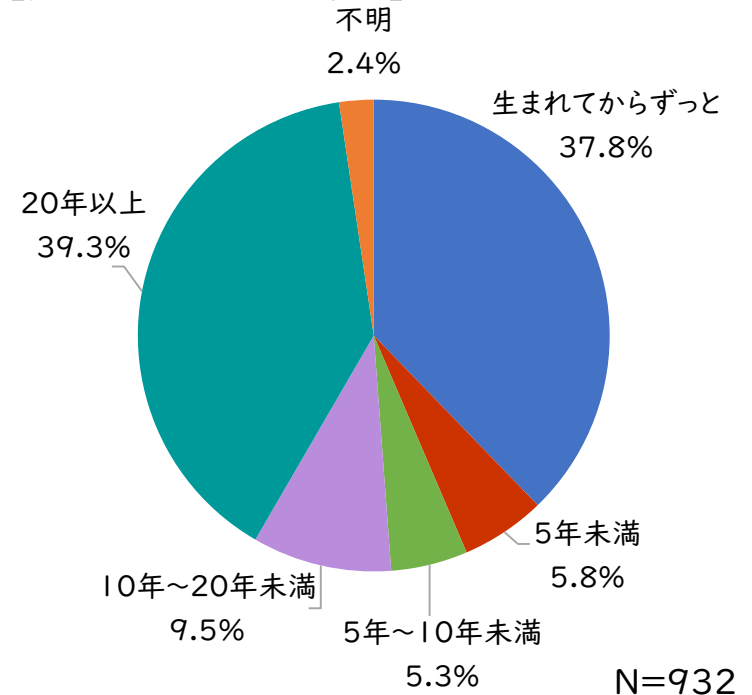
配付・回収方法 : 郵送配付、郵送回収・ウェブ回答
配付・回収期間 : 令和2年10月20日(火)
 ~令和2年11月20日(金)
有効回収数 : 932票(有効回収率46.6%)

■回答者の属性

【年齢】



【燕市に住んでいる年数】



5. 燕市民のまちづくりに対する意向

(2) まちづくりの満足度と重要度

満足度が高い施策は「上水道の供給」、重要度が高い施策は「医療体制」でした。一方、満足度が低い施策は「商業の振興」、重要度が低い施策は「生涯学習、芸術文化活動」でした。

都市計画に関わる施策では、「道路環境」、「交通安全対策」、「道路網の整備」等の満足度が低く、重要度が高いため、これらの改善が求められます。

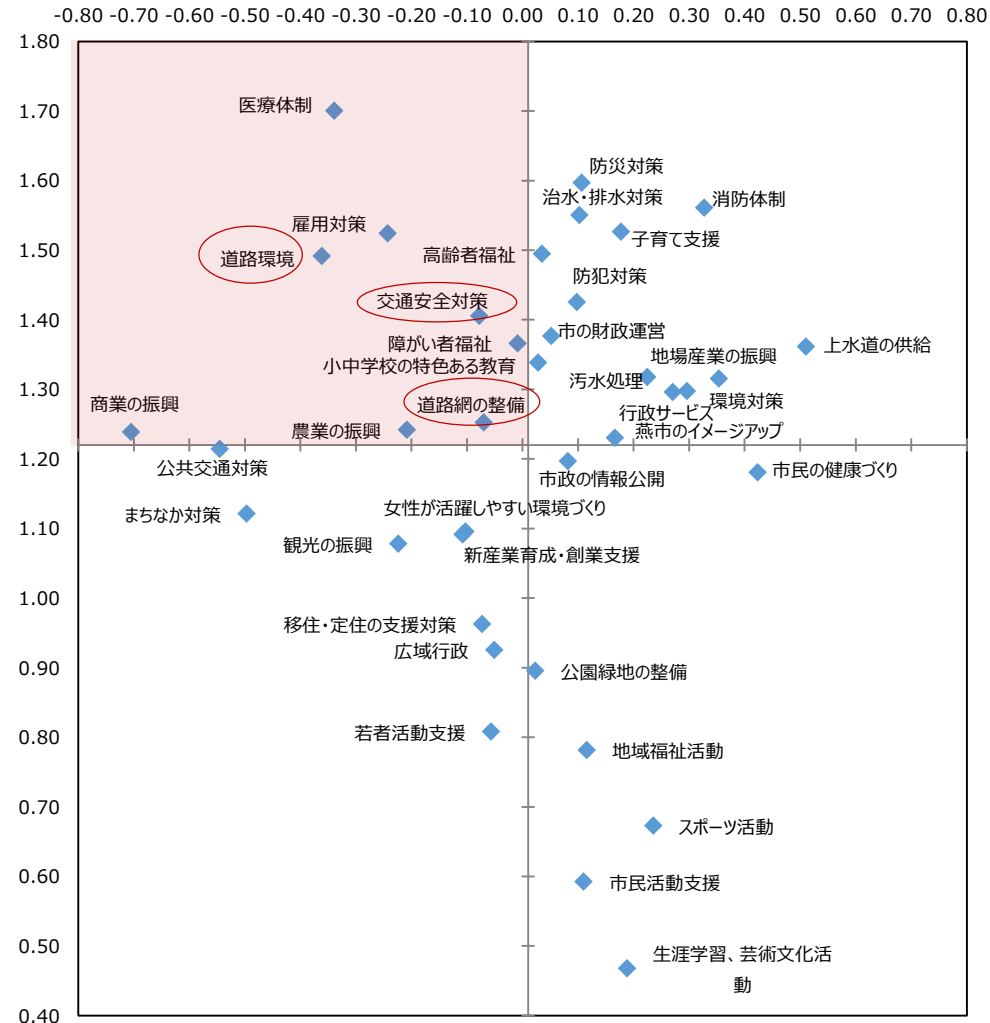
※グラフの見方

市民のまちづくりに対する満足度、重要度について指数化し、相関関係を4象限で表した。数値が高いほど、満足度、重要度とも高い。

今後の重要度

低 ← 満足度 → 高

高
↑
重要度
↓
低

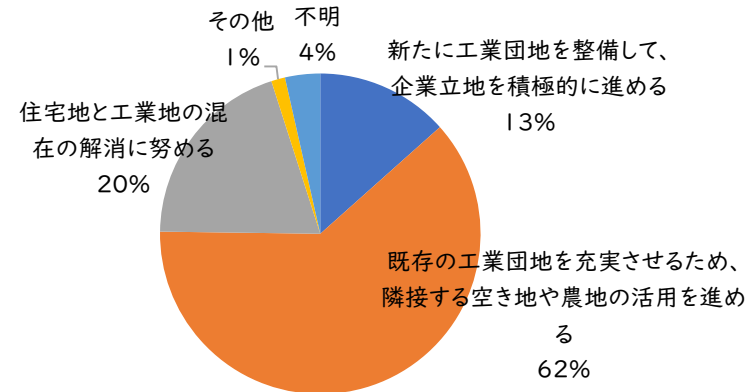


5. 燕市民のまちづくりに対する意向

(3) 土地利用に対する意向

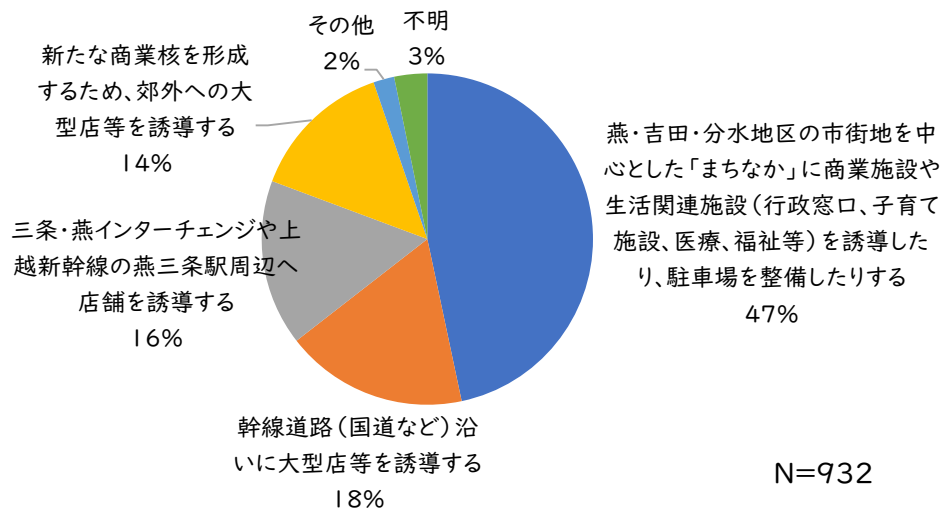
- ① 燕・吉田・分水地区の市街地を中心とした「まちなか」における商業施設や生活関連施設の誘致、駐車場の整備が大切と考えられている。
- ② 工業地は、既存の工業団地を充実させるため、隣接する空き地や農地の活用を進めることが大切と考えられている。
- ③ 工場は、環境の整った工業団地への移転・集約、新規立地を求める意見と、周辺施設への影響が少ない工場については移転・集約の必要が無いとの意見が同程度となっている。

②「工業地」に関して、大切な取り組みは何だと思いますか



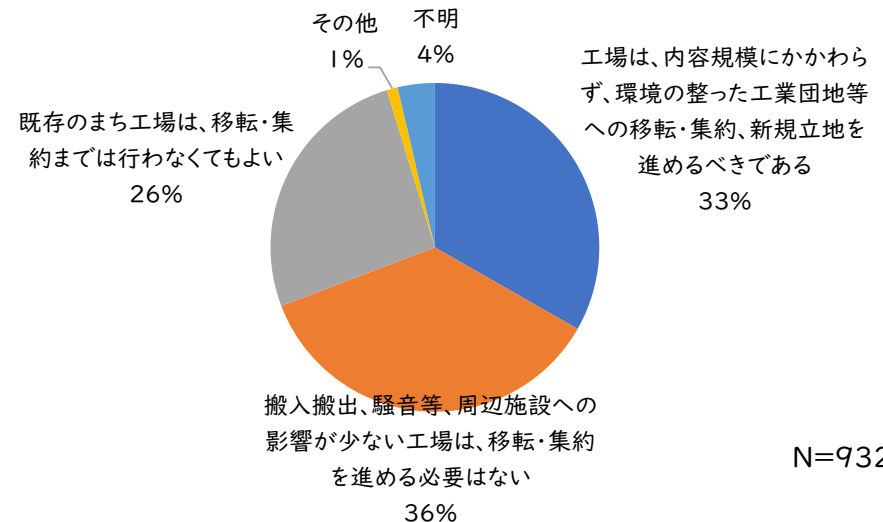
N=932

①「商業地」に関して、大切な取り組みは何だと思いますか



N=932

③「工場のあるべき場所」について



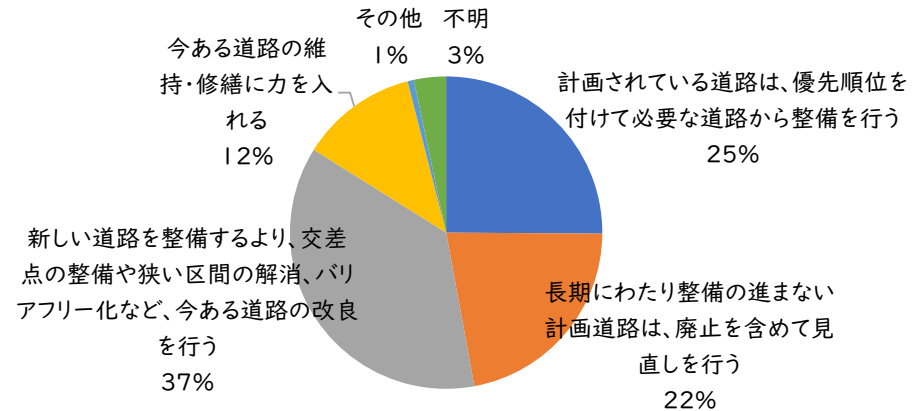
N=932

5. 燕市民のまちづくりに対する意向

(4) 都市施設等に対する意向

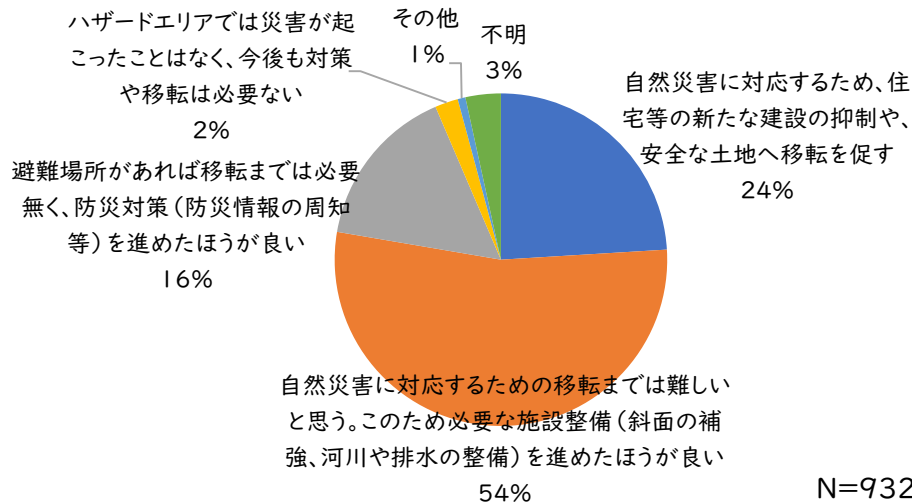
- ①災害ハザードエリアの新たな建設抑制だけでなく、自然災害に対応したハード整備が求められている。
- ②道路整備に対し、新たな整備よりも今ある道路の改良が求められている。
- ③観光資源について、ものづくり企業・工場や地元ならではの食文化をさらに磨き上げることが求められている。

②道路の整備に関する大切な取り組みについて



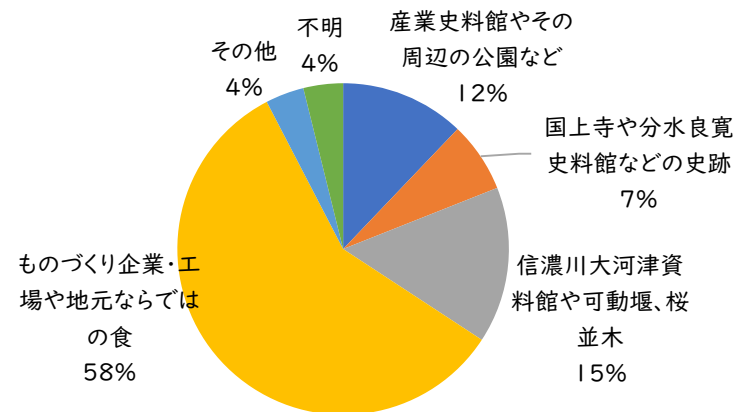
N=932

①防災について



N=932

③さらに磨き上げていくべき観光資源について



N=932

6. 今後のまちづくり方針(案)

○現都市計画マスタープランで挙げられている燕市の方向性に対し、現計画策定時からの変化や社会情勢の変動など予想される変化をふまえ、各項目に対して次期計画において考慮すべきまちづくりの方針(案)を検討

【まちづくり方針(案)の検討イメージ】

これまでの方向性

・現都市計画マスタープランで挙げられている燕市の8つの方針等

- (1)まちづくり全般
- (2)市街地の土地利用(用途地域内)
- (3)市街地周辺の土地利用(用途地域以外)
- (4)交通体系
- (5)環境・景観
- (6)都市施設
- (7)都市防災・防犯
- (8)観光・文化・スポーツ・レクリエーション

見直しの視点

- ・現都市計画マスタープラン策定時(H22年3月)からの変化
- ・社会情勢の変動など予想される変化

まちづくりの方向性(案)

- ・次期計画において考慮すべきまちづくりの方針(案)

6. 今後のまちづくり方針（案）

（1）まちづくり全般

これまでの 方向性

〔 現計画の方針等 〕

- ・人口減少、少子高齢化の進展を踏まえ将来的な市民の負担を軽減するため、市街地を適切な規模に保ち、既存の都市施設の効率的な維持管理と有効活用を基本とした整備を推進
- ・地球環境への負担の軽減や市民の利便性の高い都市施設の適切な配置、人口減少に対する燕市の活力の維持・向上などを十分に勘案したまちづくりを展開
- ・将来的な都市の変化に対応しうる柔軟な体制、仕組みづくり

見直しの視点

〔 社会情勢の変動
予想される変化 〕

- 人口減少、少子・高齢化の進行
 - ・燕市は今後も少子・高齢化が進む見通しであり、地域コミュニティや産業面での担い手不足が進行している。
- 持続可能なまちづくりをめぐる新たな潮流
 - ・SDGsの取組拡大による環境意識の高まりや、技術の進展に伴う社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした人々の行動様式の変化等、新たな価値観によるまちづくりが求められている。
- 地域の特性を活かした産地の発展
 - ・“ものづくり”におけるIoT技術の活用や観光資源としての推進により、産地産業の強化を進めている。

これからの まちづくりの 方向性 （案）

- 人口減少、少子・高齢化を見据えたまちづくり
 - ・人口減少に対応した、地域の身の丈にあった都市機能の維持・保有を検討し、スマートシュリンクを進める。
 - ・公共投資、行政サービスを効率化するため、民間の力を最大限活かすまちづくりへの転換を図る。
- 持続可能なまちづくり
 - ・多様な人々が安全・安心に暮らすことができるコンパクト都市の形成を進める。
 - ・再生可能エネルギーの活用や脱炭素の取り組み等、グリーン社会の実現に向けた取り組みを推進する。
 - ・生活環境や産業面においてDX（デジタルトランスフォーメーション）に対応し、地域の課題解決や産業振興を図る。
- “ものづくりのまち燕”としてのまちづくり
 - ・産業基盤の維持や産業集積の促進とともに、IoT等のデジタル技術への対応、多様な人材の確保により活発な産業活動を促進する。

6. 今後のまちづくり方針（案）

（2）市街地の土地利用（用途地域内）

これまでの 方向性

〔 現計画の方針等 〕

- ・燕三条駅、三条燕IC周辺への都市機能の集積と、既存市街地中心部の「歩いて暮らせるまち」づくり
- ・燕・吉田・分水の生活拠点において、幅員の狭い道路の改善等による密集市街地の改善・解消
- ・良好な住環境の創出と生活利便性の向上を図るための用途地域の見直しと、特別用途地区の指定
- ・外縁部へのにじみ出しへの対応も考慮した新たな土地利用需要に対する低・未利用地の有効活用
- ・新たな都市核として、市役所庁舎周辺における公共施設と生活利便施設の集積

見直しの視点

〔 社会情勢の変動
予想される変化 〕

●ものづくりのまちとしての更なる飛躍

- ・燕市が有する金属加工技術等と掛け合わせることで高付加価値化を図れる企業・人材を誘致するため、イノベーション拠点の整備やサテライトオフィスへの進出等を支援することで、競争力の強化を図っている。

●中心市街地の衰退が進展等

- ・人口減少、核家族化の進展に伴い、燕、吉田、分水の中心市街地では、空き家の増加などが進展する一方で、その周辺の用途地域内では、農地などの低未利用地も多く分布するなか、宅地開発等も進んでいる。

●地方都市への関心の高まり

- ・新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワーク化が加速し大都市圏から地方都市への移住・移転などの気運が高まっている。

これからの まちづくりの 方向性 （案）

●“ものづくりのまち燕”を加速させる戦略的な土地利用の推進

- ・ものづくり産業の競争力を高めるため、IoT設備の導入や分散する工場・倉庫・事務所等を集約することで、高品質化と生産・物流の効率化を図る。また、新たな生産・物流拠点を整備するため、用途地域外も含む大規模な産業用地の確保などについて、土地利用の見直しを行う。

●燕らしくスマートシュリンク（賢く縮小し、生活の豊かさを維持・向上させる）

- ・燕、吉田、分水の各地区において、それぞれの個性を活かしつつ立地適正化計画等に基づき、各地区の中心市街地への緩やかな都市機能の集積とまちなか居住を誘導する。
- ・特に用途地域内に存在する低・未利用地、空き家やその跡地などを有効活用し、民・官が協働して都市機能や居住機能の集積を図る。

●まちなかの魅力向上で、ものづくり産業の担い手・働き手の受け入れ態勢を構築

- ・人口減少・後継者不足による地場産業の衰退を抑制するため、暮らしやすい・働きやすい市街地を形成することで、働き盛り世代の移住・定住を促進する。

6. 今後のまちづくり方針（案）

（3）市街地周辺の土地利用（用途地域以外）

これまでの 方向性

[現計画の方針等]

- ・市街地周辺の田園では、無秩序な開発を防止し計画的な土地利用を進めるため、新たな開発を抑制
- ・田園風景の保全を考慮した遊休農地の利活用や、田園居住・就農者への支援策の検討
- ・国上山周辺や、信濃川、中ノロ川、西川を、豊かな自然を有する地域として自然環境や景観を保全
- ・市街地周辺の主要道路沿線では、円滑な交通の確保などの観点から新たな開発を抑制

見直しの視点

[社会情勢の変動
予想される変化]

● 厳しい局面を迎える燕市の農地・田園環境の保全

- ・農地転用などによる用途地域外での開発行為が散見され、都市と農村の境界が曖昧になりつつある。
- ・耕作放棄地が増加傾向にあり、農業の後継者不足から農地等の荒廃が更に進むことが予想される。

● 幹線道路の沿線で強まる開発圧力

- ・国道116号吉田バイパス、国道289号燕北バイパスが事業化され、沿道や主要交差点では無秩序な開発行為が懸念される。

● 燕市の維持・発展のための新たな土地利用

- ・多様化する企業や市民のニーズと社会情勢の変化に対応した土地利用の考え方も必要となる。

これからの まちづくりの 方向性 （案）

● 農地・田園環境の継続的な保全

- ・都市機能が集積する市街地と豊かな自然環境が広がる市街地周辺が近接する燕市では、これらの共生による優れた居住空間を形成するため、引き続き無秩序な開発行為を抑制し、外縁部へのにじみ出しの防止を図る。
- ・優良な農地等を継続的に保全するため、関係部局等が連携・協働した担い手の確保に取り組む。

● 幹線道路のストック効果を最大化する適切な土地利用

- ・無秩序な開発行為を抑制しつつ、幹線道路の整備効果を最大限発揮する土地利用を検討する。

● 保全と開発の適切なバランスを図ったうえでの土地利用の見直し

- ・郊外部の優良な農地等を保全する一方で、燕市が有する特性・ポテンシャルを発揮するために、田園環境・景観に最大限配慮したうえで、兼業農家の働く場の創出や地域産業の変化を見据えた土地利用の調整を図る。

6. 今後のまちづくり方針 (案)

(4) 交通体系

これまでの 方向性

[現計画の方針等]

- ・地域拠点の連携強化に向けた幹線道路網の整備
- ・低炭素社会の実現に向けた公共交通の利便性向上や交通結節点の機能強化
- ・JR越後線及び弥彦線の運行本数増加や乗り継ぎ改善の要望による鉄道の利便性向上
- ・利用者ニーズにあったバス運行体系への改善や、近隣市町村と連携した交通政策の策定
- ・コンパクトシティや歩いて暮らせるまちを目指し、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者・自転車空間の整備

見直しの視点

[社会情勢の変動
予想される変化]

●公共交通網の維持

- ・関連計画等に基づき、公共交通空白域をカバーするデマンド交通等を運行し生活交通を確保しているが、将来的な人口減少の進展により、公共交通利用者が減少することで営業収入の減少、鉄道・路線バスの減便・廃止に繋がり、サービスレベルの低下が顕著化することで、利便地域の減少が懸念される。
- ・「コンパクト+ネットワーク」のように、集約型の都市を形成するためには、拠点間のネットワーク強化が求められ、これらの役割を担う公共交通の維持は燕市のコンパクトシティの実現に向けた重要なポイントの1つである。

●全国的に推進されている公共交通の維持に向けた新技術等の活用

- ・公共交通の維持は全国的に進展している問題であり、これらの解決において関係機関等が連携・協働しながらICT,IoTの活用など多様な取り組みがスタートしている。

これからの まちづくりの 方向性 (案)

●持続可能な公共交通網の形成

- ・燕・吉田、分水の各地区を接続する循環バス(スワロー号)やデマンド交通(おでかけきららん号)などの公共交通の維持・強化を図り、都市機能の集積など土地利用との両輪から多極ネットワーク型コンパクトシティを推進する。
- ・効率的・効果的な公共交通の維持・強化を図るため、「燕弥彦地域公共交通網形成計画」等に基づき、隣接市町村と連携した取り組みを推進する。
- ・鉄道やバスの乗換拠点となる交通結節点の周辺に、都市機能を集積させることで、まちなかの拠点形成を図る。

●ICT、IoTの活用による次世代の公共交通サービスの検討

- ・MaaSやGTFSフォーマットを活用した経路検索や乗換案内などの普及を促進する。
- ・将来的に社会実装が予想される自動運転の普及等を想定した交通環境の形成を検討する。

6. 今後のまちづくり方針 (案)

(5)環境・景観

これまでの 方向性

[現計画の方針等]

- ・国上山とその周辺の自然緑地における、自然公園法に基づく適切な保全と活用
- ・河岸緑地を含む河川の保全とレクリエーション利用を考慮した整備。水辺景観などの保全
- ・豊かに広がる農地の自然環境及び田園集落景観の保全。多自然型川づくりなど、河川景観の形成
- ・文化財を主とした景観形成上重要な建造物や史跡等の保全と、歴史や文化の感じられる良好な景観形成
- ・市民の景観に関する知識の普及・啓発活動を推進するとともに、景観整備に対する支援策の検討

見直しの視点

[社会情勢の変動
予想される変化]

●地球環境問題の深刻化

- ・国は2050年カーボンニュートラルを宣言し「脱炭素社会の構築と環境対策は経済の制約ではなく、経済成長を促す鍵となるもの」と位置付けている。

●恵まれた環境・景観の次世代への引き継ぎ

- ・燕市は国定公園の国上山や信濃川、大河津分水路、中ノロ川等の河川等、豊かな自然的環境を有している。
- ・自然的環境や田園風景は地域の象徴的な景観を構成している。また、歴史的・伝統的景観や農村景観、産業とかかわりのある景観、祭りなどの個性的な景観は、地域の愛着や誇りを醸成する要素となっている。
- ・地域活動を支える担い手が不足しているため、まちづくりを推進するための市民参加や公民連携が必要である。

これからの まちづくりの 方向性 (案)

●脱炭素型まちづくりの推進

- ・土地利用の誘導対策を推進し、環境負荷の小さいコンパクトな都市構造の形成を図る。
- ・再生可能エネルギーの活用や脱炭素の取り組み等、グリーン社会の実現に向けた取り組みの推進。

●自然環境・田園風景の維持・保全

- ・国上山とその周辺の自然緑地や河川緑地等の生態系の維持に配慮しながら都市との共生を図る。
- ・田園集落景観は市民がふるさとを意識する大切な原風景として維持保全と活用を図る。

●郷土の代表的な景観資源の保全と良好な景観形成

- ・景観資源を活用した公園整備や大河津分水路の桜並木の復活等、居心地が良く訪れたい都市を形成する。
- ・自然景観・歴史景観を活用した観光振興、関係人口の創出を図る。
- ・地域コミュニティによるまちづくりの推進と景観の保全を図る。

6. 今後のまちづくり方針(案)

(6)都市施設

これまでの 方向性

[現計画の方針等]

- ・主要な幹線道路の地域拠点間の連携強化やアクセス性向上。長期未着手の都市計画道路の見直し検討
- ・市街地における都市計画公園の整備、供用開始。公園等の誘致距離に含まれない空白地の解消
- ・計画的な下水道整備による処理区域拡大と普及率向上。長寿命化を目的とした適正な維持管理
- ・斎場、墓地、ゴミ処理場、し尿処理施設の施設整備
- ・河道の整備、氾濫した水の排除施設の整備推進

見直しの視点

[社会情勢の変動
予想される変化]

- **都市施設の整備状況と燕・三条地域の渋滞について**
 - ・公園、下水道等のインフラや、その他の公共施設等は一定程度整備が進んだが、道路について、長年にわたり市街地を中心とした交通渋滞は、市民生活や産業活動に支障をきたしており解消が必要である。
- **既存の都市施設の老朽化**
 - ・燕市では昭和50年代に学校、公民館及び体育館などの公共施設の建設が集中し、令和40年代に維持修繕や建替のピークを迎える。老朽化した公共施設の持続可能な施設管理が求められている。
- **井土巻地区・県央大橋西詰地区の新たな都市拠点について**
 - ・井土巻地区は、新幹線駅や高速道路のICを擁す交通拠点であり大型商業施設・業務施設を中心に新しい市街地を形成してきたが、周辺は宅地開発等が進み市内で唯一人口増加が見込まれており、若者も多い地域である。今後も県央基幹病院の開院など更に拠点化が進むことが予想される。
 - ・県央大橋西詰地区は、文化交流拠点である文化センター、産業史料館、体育センター及び交通公園を擁し、子育て支援施設が計画されるなど新たな拠点として期待される。

これからの まちづくりの 方向性 (案)

- **人口減少に対応した誰もが暮らしやすい豊かなまちづくり**
 - ・幹線道路の整備促進により、市街地の渋滞緩和を図るとともに、周辺都市や産業・観光拠点の連携強化により人流・物流の活性化を図る。また、歩道や交通結節点等の整備により、児童や高齢者の安全・安心して快適な移動空間を形成する。
 - ・子育て支援や防災等、多様化する住民のニーズに対応した施設整備・更新を検討する。
- **持続可能な都市施設の管理**
 - ・学校、公民館及び体育館などの公共施設は、住民ニーズを把握し、施設の統合や共用、適正規模による効率化を図りつつ、公共交通を確保したうえで利用者の利便性の高い都市機能誘導地域内などの適地に配置し、効率的な都市運営を図る。
- **新たな都市拠点整備について**
 - ・井土巻地区は、今後の都市開発等を支えるインフラ整備を検討する。
 - ・県央大橋西詰地区は、喫緊の課題である人口減対策を展開する上で、子育てや交流人口の拡大のほか、ものづくりのプラットフォームや観光施設としての重要な役割があり、新たな都市拠点として整備、運営を検討する。

6. 今後のまちづくり方針（案）

（7）都市防災・防犯

これまでの 方向性

〔 現計画の方針等 〕

- ・面的な市街地開発事業の実施や地域地区の指定による防災機能の向上の検討
- ・防災上重要な道路ネットワークの整備推進。電線類の地中化検討や、幅員の狭い道路の解消
- ・建築物の耐震補強や建て替えの促進
- ・浸水予想区域、土砂災害危険区域における防災施設整備の推進
- ・安全安心なまちづくりのため、街路灯や防犯灯の整備。公園等の死角の除去や防犯施設の設置検討

見直しの視点

〔 社会情勢の変動
予想される変化 〕

- **激甚化・頻発化する災害への対応**
 - ・大河津分水路の改修工事を実施中。完成することで洪水リスクの低減が期待されている。
 - ・都市化の進展、地球温暖化に伴い土砂災害や水害への対策が急務となっている。特に家屋倒壊等氾濫想定区域にある住宅や福祉施設への対策が必要である。
- **防犯まちづくりに関する支援策の充実**
 - ・見通しの良い植栽・柵の設置、照明施設の整備、防犯カメラ設置に対する交付金等による取組支援や、立地適正化計画の誘導区域内における地域コミュニティへの取組支援等について、国の支援が拡充。

これからの まちづくりの 方向性 （案）

- **防災まちづくりの推進**
 - ・災害防止機能を持つ林地や水害を予防する機能を持つ水田等の保全を図る。
 - ・災害の発生するおそれのある土地について、被害の防止・軽減に向けた土地利用の検討を行う。
 - ・国、県と連携し、河川施設や下水道施設等の防災関連施設の計画的な整備を図る。
 - ・都市公園や公共公益施設等の防災拠点としての位置づけを計画的に進める。
 - ・建築物の不燃化や耐震化、道路や公園等のオープンスペースの確保等、災害に強い市街地を形成する。
- **防災・防犯体制の強化**
 - ・自助・共助・公助の連携により、日頃から防災・防犯活動を行う地域コミュニティの形成を図る。
 - ・あらゆる関係者が連携した防災体制の構築と意識の醸成を図る。
 - ・公園等の公共施設における死角の排除や、防犯灯の設置、交通安全の確保及び防犯機能の向上を図る。

6. 今後のまちづくり方針（案）

（8）観光・文化・スポーツ・レクリエーション

これまでの 方向性

〔 現計画の方針等 〕

- ・歴史文化を継承、発信する機能の充実や、景観整備などによる市の魅力向上
- ・広域観光の連携を強化する魅力的な道路空間の創出。地域内における自転車利用者や歩行者の回遊性の向上
- ・地区のまつり、イベントのより一層の活性化を支援するための必要な整備推進
- ・燕市総合文化センター周辺における芸術文化に触れ、発信する場の改善や充実
- ・図書館や公民館などの施設の充実による身近な文化活動の活性化

見直しの視点

〔 社会情勢の変動
予想される変化 〕

- **新たな観光資源の発展**
 - ・燕製品を製造する工場見学等産業観光や、注目度が増す国上山周辺エリアにおける道の駅拡張計画がある。
 - ・全国的に最先端ICT（VR/AR等）を活用した観光コンテンツが活用され始めている。
- **「健康・スポーツ都市」としての取り組み**
 - ・スポーツイベントの実施や施設の充実等、継続的にスポーツを楽しむ環境整備を行っている。
- **スポーツ・レクリエーション施設等の老朽化**
 - ・施設の老朽化が進んでおり、大規模改修や長寿命化対策が必要である。

これからの まちづくりの 方向性 （案）

- **燕市の地域資源を活用した観光振興**
 - ・燕・弥彦広域観光連携会議をはじめ、近隣自治体や関係機関と連携し広域的な観光PRにより誘客を強化する。
 - ・燕のものづくりの魅力を伝えるとともに販路拡大に繋げるため、工場見学等の産業観光を推進する。
 - ・国上山周辺エリアの観光機能強化を視野に入れた道の駅国上の施設拡張を検討する。
 - ・最先端ICT（VR/AR等）等の新たな技術に関する、観光や歴史的文化財への活用方法を検討する。
- **「健康・スポーツ都市」の強化**
 - ・燕さくらマラソン大会とおいらん道中を同時に開催する等、スポーツと観光の連携強化を図る。
 - ・市民がスポーツと親しむことができるよう、体育館等スポーツ施設の改修や機能の充実を図る。
- **スポーツやレクリエーション環境の整備**
 - ・関連施設の適切な維持管理や利便性向上のための環境整備を図る。

参考資料

1. 人口分布の経年変化

- 燕市の人口は2000年をピークに減少傾向に転じ、2040年時点では全体的に人口が減少し、低密度化が進む見通しです。
- 燕、吉田、分水地区の市街地中心部や上越新幹線沿いの用途地域指定区域内の夜間人口が高く、市街地中心部は2000年以降、低密度化が進んでいます。
- JR燕三条駅付近は2000～2010年に人口密度が増え、維持傾向が続く見通しです。



【2000年】

【2010年】

【2040年】

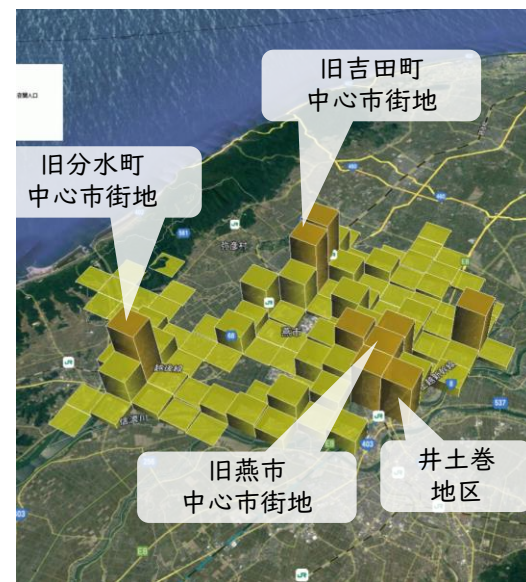
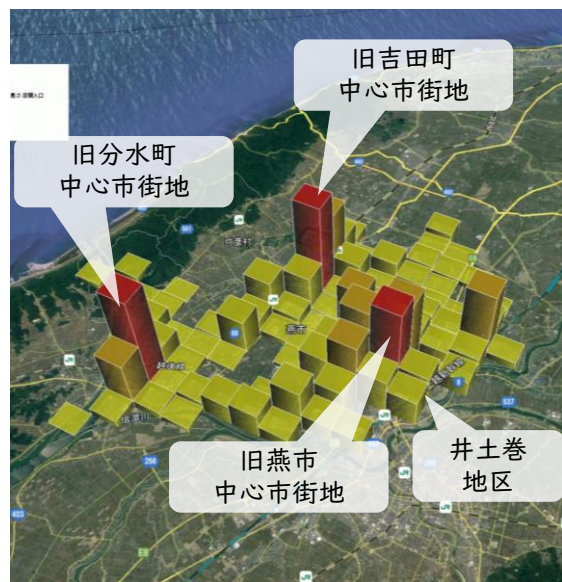


図. 人口分布(1kmメッシュ)

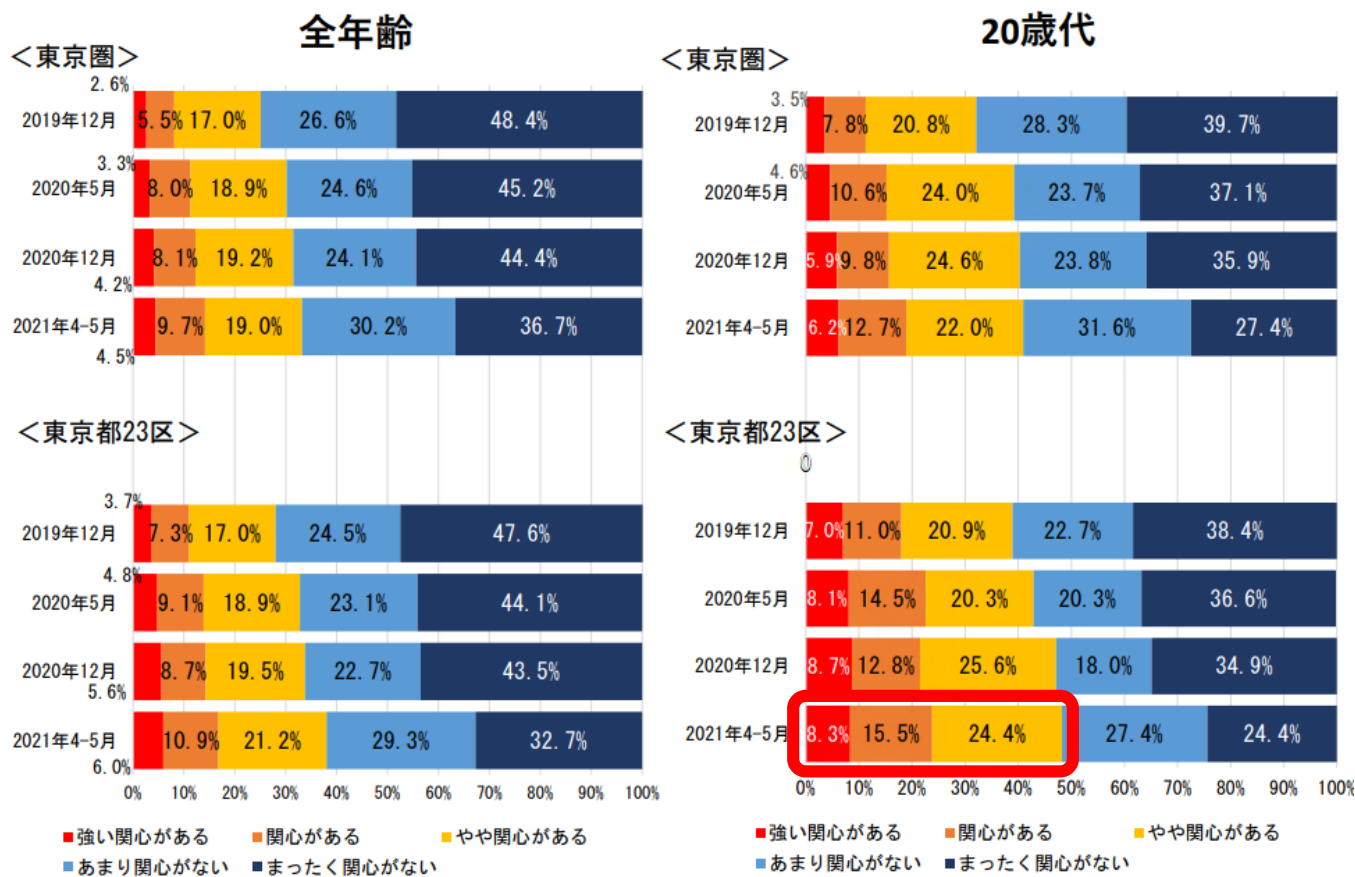
(資料：都市構造可視化計画ウェブサイト 2000年国勢調査、2010年国勢調査、20240年推計値)

参考資料

2. 地方への移住の関心度について

新型コロナウイルス感染症拡大以降、東京圏で地方移住への関心が高まっており、特に20歳代では約半数が地方移住に関心があると回答しています。

【地方】地方移住への関心（東京圏在住者）

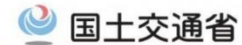


参考資料

3. ICT・IoTなどの活用状況

国土交通省では、日本版MaaS推進のため支援事業を令和3年までに47地域67事業を採択しており、実証実験が国や自治体、民間企業などが共同して全国各地で盛んに行われている。

日本版MaaS推進・支援事業の拡大



- MaaSの社会実装に向けた取組への支援 →12事業（令和3年度）NEW!!
- 地域特性に応じたMaaSの実証実験への支援 →36事業（令和2年度）
- 全国の牽引役となる先行モデル事業への支援 →19事業（令和元年度）



令和3年度 12事業	
a.北海道芽室町	g.富山県朝日町
b.群馬県前橋市	h.静岡県静岡市
c.東京都大丸有地区	i.京都府与謝野町
d.山手線周辺/横須賀市	j.宮崎県
e.川崎市・箱根町	k.沖縄県
f.神奈川県三浦半島	l.沖縄県宮古島市

※下線部3事業はR3年度新規

令和2年度 36事業	
1.北海道十勝地域	19.静岡県伊豆半島
2.北海道洞爺湖町周辺	20.静岡県浜松市
3.北海道札幌地域	21.愛知県春日井市
4.福島県会津地域	22.三重県菰野町
5.茨城県ひたち園域	23.滋賀県大津市
6.茨城県土浦市	24.京都府京丹後市
7.栃木県宇都宮市	25.京都府京都市
8.群馬県前橋市	26.京都府舞鶴市
9.埼玉県三芳町	27.大阪府池田市
10.神奈川県横浜周辺	28.兵庫県神戸市
11.神奈川県横須賀市周辺	29.広島県福山市
12.神奈川県三浦半島	30.広島県広島市
13.神奈川県川崎市	31.香川県高松市
14.神奈川県南足柄市	32.愛媛県南予地域・松山市
15.富山県朝日町	33.福岡県糸島市
16.石川県加賀市	34.宮崎県宮崎市・日南市
17.長野県茅野市	35.沖縄県全県
18.静岡県静岡市	36.沖縄県宮古島市

※下線部25事業はR2年度新規

令和元年度 19事業
A.ひがし北海道エリア
B.福島県会津若松市
C.茨城県日立市
D.茨城県つくば市
E.群馬県前橋市
F.神奈川県川崎市・箱根町
G.静岡県伊豆エリア
H.静岡県静岡市
I.三重県菰野町
J.三重県志摩地域
K.大津・北畠山
L.京都府南山城村
M.京丹後地域
N.兵庫県神戸市
O.山陰エリア（島根・鳥取）
P.島根県大田市
Q.広島県庄原市
R.瀬戸内エリア
S.沖縄県八重山地域

出典：国土交通省

参考資料

3. ICT・IoTなどの活用状況

【概要】令和3年度日本版MaaS推進・支援事業 《新規採択事業》（web予約・決裁・アプリ連携）

北海道芽室町：高齢者＜過疎＞に優しい共生・支援型 芽室MaaS事業

- ・ 高齢化が進む農業地域の居住者に対し、市街地への移動や買い物を支援するため、新たにサブスクリプション型の乗合デマンドタクシーなどを導入。
- ・ MaaSシステムの開発、ウェブサービスと電話による予約システム、買い物支援サービス、注文機能、タクシー車内での買物発注機能などをユーザーが利用できるようにする。
- ・ サービス開始時期：2022年1月

東京都千代田区（大手町・丸の内・有楽町地区）：大丸有版MaaS事業

- ・ 交通事業者の運行データや混雑データなどを活用し、大丸有地区の魅力を高めることを目指す。
- ・ 公共交通機関の運行状況や混雑状況が分かるウェブサービスや、エリア内のさまざまな移動手段を案内するMaaSアプリを一般公開する。（ソフトバンク子会社との共同事業）
- ・ サービス開始時期：2021年12月

沖縄県：沖縄スマートシフトプロジェクト（沖縄県におけるMaaSの社会実装）

- ・ 交通渋滞が課題となっている沖縄県では、トヨタのMaaSアプリ「my route」を活用することで、観光客がなるべく渋滞を回避して観光地まで移動できる仕組みをつくる。
- ・ MaaSアプリで船での移動手段を提案するほか、空港と港を結ぶオンデマンド交通も走行させる計画。
- ・ サービス開始時期：2022年1～12月

参考資料

4. 自動運転の普及状況

経産省製造産業局長と国交省自動車局長の主催により実施されている、自動走行ビジネス検討会では「無人自動運転サービスの実現及び普及に向けたロードマップ」の具現化に向けて、2025年頃までに多様なエリアで、多様な車両を用いたレベル4※無人自動運転サービスを複数の地域で実現するプロジェクトを進行中。

また、令和2年度版科学技術白書（文科省発行）ではレベル5※自動運転システムの実現可能時期を科学技術的には2030年、社会的適用は2034年と位置付けている。

※ レベル4：限定条件下で無人自動運転 / レベル5：場所の限定なくシステムが全てを操作する完全自動運行

●これまでの実証プロジェクト

遠隔型自動運転【電動小型カートモデル】

■福井県永平寺町

2020年12月22日に自家用有償旅客運送法によるレベル2遠隔型無人自動運転サービス（1:3）での試験運行を開始。

さらに車両の高度化を進め、**2021年3月25日にレベル3遠隔型自動運転システム（1:3）の本格運行へ移行。**

■沖縄県北谷町

2021年3月31日に遠隔型無人自動運転サービス（1:2）による事業化を開始（海岸線走路）。



遠隔ドライバー1名で3台を運用するサービス実証（運転席無人）



遠隔型自動運転【バスモデル】

2台の中型自動運転バスを活用し全国5カ所で実証を実施。

限定空間から混在空間まで、インフラ連携も活用しながら様々な環境を走行し実証評価

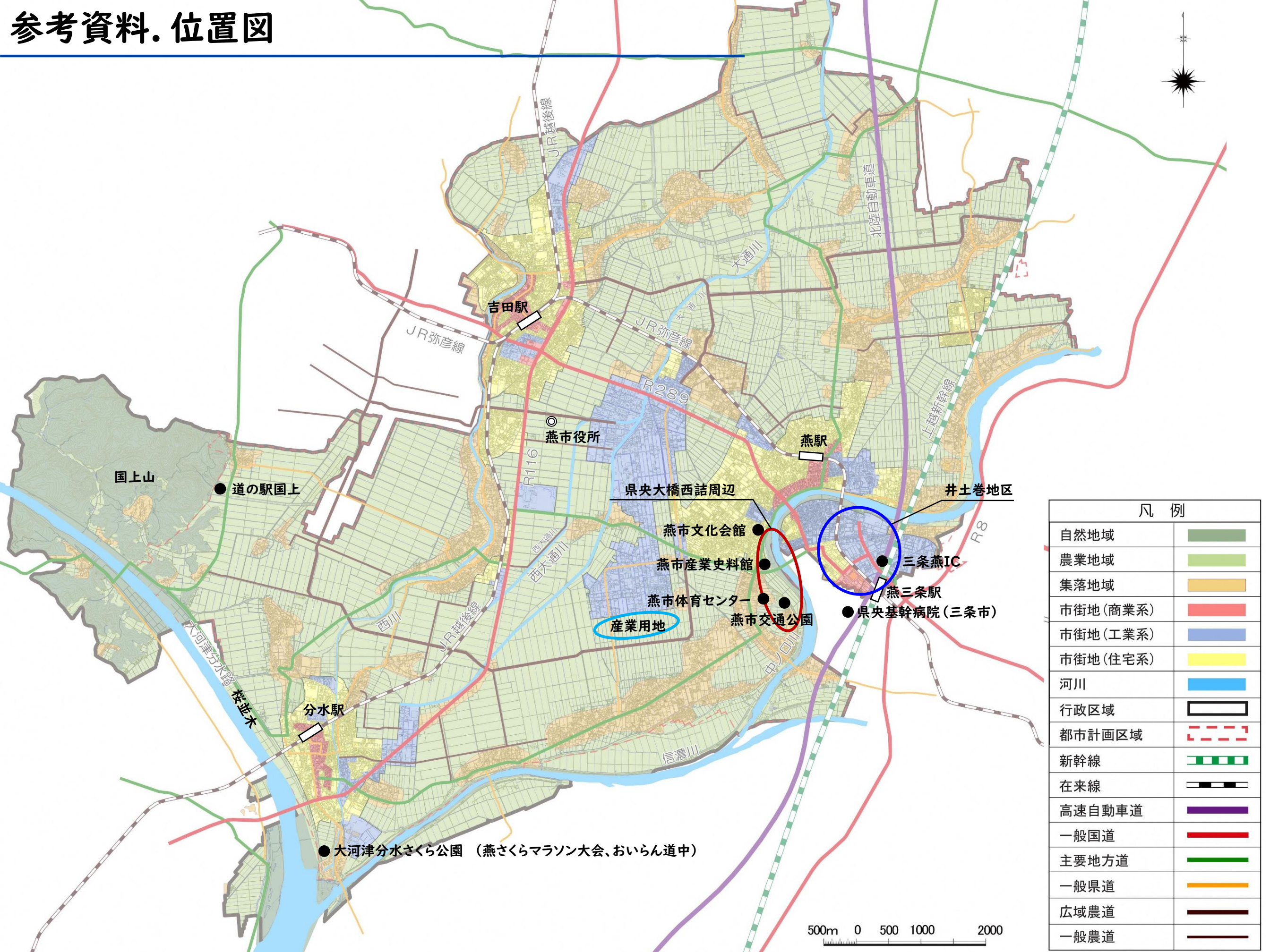
高速道路におけるトラックの隊列走行

2021年2月に、新東名高速道路の一部区間（浜松SA～遠州森町PA）にて**後続車の運転席を実際に無人とした状態でのトラックの後続車無人隊列走行技術を実施。**



後続車無人の隊列走行

参考資料. 位置図



用語解説

用語	解説
A～Z	
AR (Augmented Reality: 拡張現実)	現実の風景にコンピューターで生成した情報を重ね合わせることで、現実世界を拡張しようという技術。
DX (Digital Transformation)	スウェーデンのウメオ大学のエリック・ストルターマン教授が2004年に提唱した「デジタル技術が全ての人々の生活を、あらゆる面でより良い方向に変化させる」というコンセプトが起源とされる。DXとは事業変革、ビジネスモデル変革、ビジネスプロセス変革である。
GTFS (General Transit Feed Specification)	経路検索サービスや地図サービスへの情報提供を目的としてアメリカで策定された世界標準の公共交通データフォーマット。
ICT (Information Communication Technology)	情報通信技術。まちに配備したセンサーのネットワーク、ビッグデータ、地理空間情報など様々なICT が、交通、緑や水辺と調和した空間活用、エネルギー、安全・安心、資源循環、行政等の複数の分野横断的なパッケージで適用されはじめている。健康増進、住宅等のストック活用など、地域の様々な課題に対応した創造的なまちづくりを展開することが可能となる。
IoT (Internet of Things)	様々なモノがインターネットに接続すること。現実空間のあらゆる情報をAIが解析したデータにより、自動運転、宅配ロボットなどの移動・物流、働き方、スマートハウス、住まいといった生活の質が向上していくことが期待されている。
MaaS (Mobility as a Service)	電車、バス、タクシーのような従来の交通機関や次世代の交通モードがICT で切れ目なくつながり、移動手段・経路の選択から乗り換え、料金決済などを効率よく便利に行えるようにして、都市の移動をサービスと捉え、快適にしていける概念。
SDGs	SDGs (Sustainable Development Goals) は、2015年に国連が採択した持続可能な開発目標。2030年に向けた環境・経済・社会の目標で、17 のゴールと169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さないこと」を誓い、発展途上国のみならず先進国自身が取り組む普遍的なものとなっている。このうち、目標11「住み続けられるまちづくりを」では、都市部の居住に対する問題が挙げられ、「包括的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ことを目指している。地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、世界を大きく変える道標である。
VR (Virtual Reality: 仮想現実)	コンピューター上にCG 等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかの様な感覚を体験できる技術
あ	
イノベーション	革新的なモノ・コト・仕組みなどによって、これまでの常識が一変するような新たな価値を創造すること。
インフラ (Infrastructure: 社会基盤)	インフラストラクチャーの略。国家・社会の存続・発展の根幹をなす施設。道路、学校、発電所、交通機関、通信施設などを指す。
オープンスペース	公園、広場、河川、農地など開けた空間、場所のこと。また、大規模な公共施設や商業施設内の共用空間も含む。

か	
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。
開発行為	都市計画法第4条第12項で定義される、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域。
関係人口	「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々。
グリーン社会の実現	政府の2050年カーボンニュートラル宣言を実現し、気候危機へ対応した社会。
洪水浸水想定区域	河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域。
コミュニティバス	主に自治体が主体になって、住民福祉の向上を図るため、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進を通じてまちの活性化等を目的として運行するバス交通のこと。
コンパクト+ネットワーク	地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくり。
コンパクト都市	機能を中心部に集中させた都市のこと。機能を集めることによって、相乗的な経済交流活動が活発になり、中心市街地の活性化が期待できるとされる。
再生可能エネルギー	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（エネルギー供給構造高度化法）においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。
さ	
サテライトオフィス	企業本社から離れた場所に設置されるオフィスのこと。多様な働き方に対応するため従業員の居住地近くに設けられたり、顧客が集中する要所に設置されたりする。
スマートシュリンク	人口減少下で住民の生活の質(Quality Of Life)を維持・向上していくための地域マネジメント手法を総称する概念。地域が、積極的に公共事業や公共サービスの供給を効率化する一方、特異性を見出して地域間の競争力を確保するなど、「賢く、縮小していかなければならない」ということを意味している。

た	
多極ネットワーク型コンパクトシティ	合併前の旧町村中心部を地域拠点として、中核拠点とネットワークで結びまちづくり。
脱炭素	二酸化炭素などの温暖化ガスの排出を実質ゼロにすること。
燕弥彦地域公共交通網形成計画	日常生活圏が重なる燕市と弥彦村の広域的な公共交通の利便性や効率性、持続可能性を高めることを目的に2019年3月に策定された計画。
デマンド交通	利用者からの事前予約により、自宅等から運行エリア内の希望する乗降場所（目的地）まで運行する乗り合い型の交通サービスのこと。同じ時間帯に予約した複数の利用者を經由して乗り合い、それぞれの目的地まで運行する。デマンドとは「要望」の意味。
テレワーク	ICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。Tel（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語で、本拠地のオフィスから離れた場所で、ICTをつかって仕事をする。働く場所で分けると、自宅で働く在宅勤務、移動中や出先で働くモバイル勤務、本拠地以外の施設で働くサテライトオフィス勤務がある。
特定空き家	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家等をいう。
都市機能	居住や商業、工業、行政、文化、福祉など都市における暮らしや様々な活動を支える機能。
都市計画決定	都市計画は市民生活に与える影響も大きいことから、市民の意見を聞くとともに、専門家などで構成する「都市計画審議会」での内容の是非を議論し、決定すること。
都市計画道路	都市交通の最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する。
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損傷が生じ、住民に著しい危険が生じるおそれがある区域。
は	
プラットフォーム	まちづくりの将来像を共有し、一体的・総合的な取組の展開、調整を行うことを目的として、民間企業の「産」と政府・地方公共団体等の「官」、大学などの教育機関・研究機関の「学」と区民の「民」が連携する場。
や	
用途地域	地域の特性に応じて建物の用途、建ぺい率、容積率、高さなどを規制することにより居住環境の保護や商業・工業などの都市機能の維持増進を図り、都市のあるべき土地利用を実現するために定められる地域のこと。用途地域には13種類の地域がある。